新婦人協會

機關雜誌

女性同盟

5

大正十年二月七日發行

綱領

一、婦人の能力を自由に發達せしめるため男女の機會均等を主張すること。

一、男女の價値同等觀の上に立ちて其の差別を認め協力を主張すること。

一、家庭の社會的意義を闡明すること。

一、婦人、母、子供の權利を擁護し、彼等の利益の增進を計ると共に之に反する一切を排除すること。

二月號

■第四十四議會と我協會の運動……一
■女性の職責と經濟的獨立……原田皐月……二
■婦人參政權と實際生活……布施辰治……[illegible]
■米國に於ける少年勞働に就いて……寺田初代……一〇
■婦人傍聽席より……一八
■時事批判……奥むめお……一九
■新春抄(和歌)……水町京子……二六
■波紋(雜感)……らいてう……二三
■道をしりゆくもの(詩)……山澤榮子……二九
■故遠藤淸子氏の一面……伊藤朝子……三〇
■新年號を讀みて……三四
■女教員厭迫事件の其後……市川房枝……三八
■三種の請願の調印者調査報告……市川房枝……四一
■女教員壓迫事件の批判……四四
■シュライナー夫人の死(海外婦人界)……四五
■比較婚姻法論(續)……穗積重遠……四七
■會報　協會日誌抄、編輯室より……五三

新婦人協會宣言

婦人も亦婦人全體のために、その正しき義務と權利の遂行のために團結すべき時が來ました。今こそ婦人は婦人自身の教養、その自我の充實を期するのみならず、相互の堅き團結の力によつて、その社會的地位の向上改善を計り、婦人としての、母としての權利の獲得のため、男子と協力して戰後の社會改造の實際運動に參加すべき時であります。若しこの時に於て、婦人が立たなければ、當來の社會も亦婦人を除外した男子中心のものとなるに相違ありません。そしてそこに世界、人類の禍の大半が置かれるのだと思ひます。

私共は日本婦人がいつまで無智無能であるとは信じません。否、既に我が婦人界は今日見るべき學識あり、能力ある幾人かの新婦人を有つてゐます。しかも私共は是等の現はれたる婦人以外に、なほ多くの更に識見高き、思慮ある、實力ある隠れたる婦人のあることを疑ひません。然るに是等の婦人の力が一つとして社會的に若しくは社會的勢力となつて活動して來ないのは何故でありませう。全く婦人相互の間に何の聯絡もなく、各自孤立の狀態にあつて、少しもその力を婦人共同の目的のために一つにしやうといふやうな努力もなく、又そのための機關もないからではないでせうか。私共はさう信ずるものであります。是れ私共が微力を顧ず、同志を糾合し、茲に婦人の團體的活動の一機關として「新婦人協會」を組織し、婦人相互の團結を計り、堅忍持久の精神をもつて、婦人擁護のため、その進歩向上のため、或は利益の増進、權利の獲得のため努力し、その目的を達せんことを期する所以であります。

無料

婦人相談部開設

（本月第一月曜日より）

今月から婦人相談部を開きます。婦人ならばどなたでも無料で協會の役員が一身上の御相談相手になります。

一、相談事項

戀愛問題、結婚問題、家庭問題、子供問題、教育問題、生活問題、其他一切の煩悶。

一、面會時間

毎週月曜、午後一時より夜八時まで

地方の方又は外出の御不自由な方の爲め手紙の御相談にも應じます。

一、擔任者

主任　平塚明、市川房枝、奥むめお

必要な場合は專門家を御紹介します。

一、場所

新婦人協會事務所内（動坂終點より東四丁）

新婦人協會　事業部

女性同盟維持費募集

新年號本部通信中に記載しました通り、雜誌の經營が可成り困難な狀態に居りますので左記の規定により大方の御援助を仰ぎたいと思ひます。

一、御加入の月より向ふ一ヶ年間毎月「女性同盟」發行費缺損中へ出金する事。

一、一口を金一圓としそれ以上幾口にても可なる事

御送金は出版部宛の事。

一、御加入の方には毎月雜誌の決算報告をする事。

已に御加入下さいました方々の御氏名は來月號紙上で發表いたしますがこゝに厚く御禮を申上げます。

新婦人協會　出版部

女性同盟創刊號　（一部金二十五錢）

■宣言
■社會改造に對する婦人の使命……らいてう
■全國女教員會の組織について……教育部研究會
■女子教育家は婦人參政權を何と見るか……女子教育家二十名
■治安警察法第五條修正運動（上）……市川房枝
■花柳病男子の結婚制限に關する請願運動……らいてう
■一女工の手記（一）……港はま
■創立より女性同盟發刊迄（上）……市川房枝
■P.L會より
■比較婚姻法論……穗積重遠

女性同盟十一月號　（一部金二十五錢）

■三種の請願文
■女性總同盟へ……奥むめお
■米國に於ける少年少女及女子に關する勞働法制一斑……寺田初代
■治安警察法第五條修正の運動（中）……市川房枝
■代議士は婦人參政權を何と見るか（一）……代議士二十餘名
■花柳病と善種學的結婚制限……らいてう
■第二回全國女教員大會と關西婦人聯合大會
■創立より女性同盟發刊迄（下）
■比較婚姻法論（續）……穗積重遠

女性同盟十二月號　（一部金二十五錢）

■第四十三議會に於て婦人の政治的自由を主張せる田淵氏の演說
■裏道より婦人運動へ……平山信子
■兒童の不良性と家庭……山田わか
■代議士は婦人參政權を何と見るか（二）……代議士二十餘名
■治安警察法第五條修正の運動……市川房枝
■北陸より關西へ……らいてう
■一女工の手記（二）……港はま
■花柳病者結婚制限に關する歐米諸國の現行法
■全國高等女學校長會議と生活改善同盟會……社會部研究會
奥むめお
■比較婚姻法論（續）……穗積重遠

女性同盟一月號　（一部金三十錢）

■廣島縣當局の女教員壓迫事件顛末
■廣島事件について關係者各位に寄す……市川房枝
■國家社會的自覺と婦人……大島正德
■教育者の政治運動……齋藤五郎
■女教員壓迫事件の批判
□第一に責むべきは地方教育界の先達……稻毛詛風
□法律上すべて差支ない事……澤柳政太郎
□却て婦人運動を推獎し勸誘するもの……宮田修
□一般の自覺が肝要……植原悅二郎
□現狀打破と現狀維持の抗爭……大庭柯公
□官吏の人格と識見の問題……原田實
■壓迫干渉を受けた私共の態度……阪口みつ　篠木のぶ　花木チサヲ　高橋絹代
■全國女教員の叫び……全國小學校女教員三十餘名
■教育家の社會的使命を論ず……山田みつ子
■教育家が政治運動に關聯せし例……市川房枝
□米國に於ける婦人參政權と女教員
■大正九年の我婦人界の回顧……奥むめお
■自分に云ひきかす言葉（詩）……宮本一枝

女性同盟

第五號

大正十年二月一日發行

□第四十四議會と協會の運動

第四十四議會は舊臘から開會せられて、今將に酣といふべき狀態にあります。協會が今議會に對しての運動の豫定は、新年號本部通信に記載して置きました通り、三種の請願書を提出すると同時に、一方これが改正法律案としても提出を見るべく盡力する事でありました。

年末から新春にかけては役員の個人的な差支や他の事務の多忙の爲めに、議會運動は少しも進捗致しませんでしたが、中旬以後から其方に專心しましたので、豫定の如くずん〳〵進展し

衆議院への請願書

は去る一月廿九日左記諸氏の紹介で提出する事が出來ました。

衆議院議員選擧改正の請願書　永井柳太郎氏
治安警察法第五條修正の請願書　廣岡宇一郎氏
花柳病者の結婚制限並に離婚請求に關する請願書　荒川五郎氏　根本正氏　中馬氏　香川氏

貴族院への請願書

は一兩日中に提出する筈ですが、紹介者の決定の分は左の如くであります。

衆議院議員選擧法修正の請願書　山脇玄氏

尚改正法律案の方は選擧法改正と治警五條修正の方が出來さうになりました。殊に

治安警察法第五條第二項の「女子及」を削除する改正法律案

は已に去る一月廿八日、政友會の廣岡宇一郎氏、一宮房次郎氏の名で提出され、二月の三日乃至五日頃上程される運びになりました。此の方は政府の贊成の下に政友會の幹部が提出されたものですから、衆議院の通過は勿論、貴族院の方も大丈夫だらうと思ひます。而し私共としてはこれだけでは不滿足でありますので、更に

治安警察法第五條の第一項及第二項の改正法律案

を前議會同樣無所屬の方を提出者とし、憲政、國民の人々を贊成者として遲くも二月の二日には提出される筈になつて居ります。その説明は大體野溝傳一郎氏に決定しました。而し私共は更に一歩を進めて

選擧法改正法律案（婦人參政權要求）

の提出を見るべく、目下其運動中であります。此方も矢張無所屬を中心として憲政國民等の新思想家の方に御願ひする筈で、案の説明者は松本君平氏になるだらうと思ひます。これ等の詳細は次號に於て報告します　（二月一日、F）

女性の職責と經濟的獨立

原田皐月

人類發達の歴史を顧るに、已に太古に於て男性は狩獵掠奪の如き外的勞働に、女性は哺育、産業と云ふ内的勞働に區別を生じ、人類の進化と共に愈々分業も判然と分たれ、男性は外的勞働に依つて得たるものを以て自分と自分の家族を扶養し、女性は家庭にあつて子女の敎養、家族の精神生活の調節、及び日常生活の雜務を司る事になりました。斯くして全く女性は、男性の經濟圏内に抱かれて生存し、生活機能の全部は男性に掌握された形になりました。

あらゆる婦人問題は實に此處から出發して居るのであります。先づ斯くの如き屈從的生活を與へたものは、抑々何であるかと云ふ問は、當然女性から起るべき問題であります。そしてこの答は根本を經濟的獨立能力の缺除に置く事が出來ます。

男子の勞働には、如何なる種類のものにも生命をつなぐべき物質を酬ひられるに拘らず、女性の内的勞働即ち夫を援け小供を育て家庭を整へる仕事は物質的に一物をも酬ひられず、酬ひられないから仕事そのものゝ價値が認められず、認める事の出來ない仕事のみを繰返して居る女性は個人として存在を許されず、子女と共にその男性に隷屬すべきものと云ふ男性專制の三段論法が、女性の地位を此處迄落しめたものと見做されます。其處で女性はこの男性專制の論理を逆に取つて、果して女性の仕事は個人としての存在を明になし得ない此の隷屬的事業であるかを考究し、以て女性の事業が凡ての社會的事業の根本義であつて、男性の生産に對して必ず起る缺陷を性的差別に依つて援助し助長せしめる事に依つて、現社會を進歩向上せしめ、次代の創設に依つて來るべき社會の進展を期する事の重大使命なるを自覺し、經濟的報酬の有無が仕事の價値を上下すべき條件では決してなく、仕事

の意義の大小に依つてこそ報酬は定めらるべき筈であると逆襲すべきだつたのではありますまひか。

然るに男子と平等の權利、平等の地位の獲得の爲に叫ばれた事は、男子と同等の能力の保證を得んとする職業的解放の聲でありました。然して經濟的獨立能力を確實に世に示す事に於て、女性の地位の向上を企てました。此努力は大戰に逢つて婦人の職業が著しく擴張せられた爲、あらゆる職業階級に婦人が相當の能率を示して居る事に依つて、明に婦人も經濟的獨立の可能性を有する事を一般に認容せしめる事に奏効して、久しく男性中心の世界に無能視せられ、男性の寄生物視せられて居た女性も、與ふべきを與ふれば一個人間として通用し得る（男性同様に）と云ふ證明を得るに至りました。然しこの收獲が女性の自由に生長して刈りとられたものでなかつた事は、女性解放の悲劇が充分に雄辯に物語つて居ります。

さてこれからの婦人問題は此處から出發しなければなりません。既に個人を握つた女性は又女性の分野に立ち歸らねばなりません。今迄傳統的に生活の河水を押流され乍ら、とうと男性中心と云ふ大きな曲つた流れを穿ち上げて了つた女性は、今や女性自らの育むべき個性の發達に依つてこの偏頗に穿ち上げられた河水を、再び穿ちかへさなければならなくなりました。男性は男性の分野に女性は女性の分野に、各自の個性の發達に懸命する事に依つて、完全なる文化は絢ひ上げられるのではありますまひか。

然らば女性の分野とは？私は云ひたい。人類の戀愛生活の生育と育兒とであると。男性は專ら生産する事に依つて人類に奉仕し、女性は男女共同の戀愛生活の安定をはかり（夫婦關係は個人と個人の結合である以上、不斷の注意と努力に依つて愛の生活の生長を心懸けなければ破壞するか消滅するものであるから依つて男性の生産を援助する事、次代の人類を創造する事に依つて人類に奉仕するのが兩性の存在する所以でもあり、その使命でもある筈であります。

或はそふでせう。然らば又以前の隷屬時代に歸るではないかと！さうです。外見に於て全く。

女性が眞の女性に目醒め、男性が眞の男性に目醒めて相互が理解し、尊重し、同等の權利の許に扶養し扶養される事が共に人類奉仕の大意なる事を會得して、男性はその生産より生ずる物質を以て當然自分の等身なるべき家族の生活に充

て、女性は專ら次代の人類創設と、男性の生産事業の精神的援助を自己の使命として、生活の保證は當然男性に任す事が兩性の人類奉仕としての眞に目醒めた使命であらうと思はれます。然しそんな黄金時代を誰が切り開くのでせう。勿論女性自らの大きな力に待たねばなりません。その第一歩としてまづ男性の隷屬圏内から離れなければなりません。男性の手が握つて居る生殺の實力を先づ女性自らの手に移さなければなりません。と云つて經濟的獨立の爲に女性を勞働市場に送る事は人類の大使命に反するとしたならば何に依て得るべきでありませうか。私は躊躇なく云ふ事が出來ます。女性の大使命たるべき社會奉仕に對して、人類は、社會は當然酬ゆべきであると。然して斯う云ひ切る私も殆ど一年間それが物質を以て酬ひらるべき性質のものであるか否かに就いて考へさせられました。然し今は單に一個の社會的勞働としても充分に社會か國家が物質的に酬ひて可なるべきであると云ひ得る事を信じられます。

社會問題としての勞働問題がこれ程喧しい當今に、女性の殆ど無休息の、然も人類の永續的生命に直接關係を持つて居る重大責任を擔つた婦人の使命的勞働のみが、獨り美しい天職とか、尊い勤勞とか、物質を持つて計り得られぬ女性の美德とか云ふ、美しい、然も全々虹の様な空な賛辭を頂いて、自ら美しい空名に醉ひ乍ら空腹をも充し得ぬ無實力に安閑として居ると云ふ事は、自己の權利を主張する事に依つて自己の存在及び安定を乞ふ事に明かである筈の、近代人に取つて大きな矛盾でなくて何でせう。如何に僅少な勞働にも報酬の伴はない事のない現代に、社會力を構成すると云はれる筈の家庭勤勞に於てのみ、一般社會は之を通常事として輕視して居るのは單に勞働と云ふ點から云つても、不法な事でなければなりません。已に歐米では母性保護として或期間の物質保護は行はれて居る様ですが、或期間内保護を受けると云ふよりは、當然女性の權利として女性の偉大なる勞働の報酬を要求して可なるべきもので、國家はこの社會事業の忠實なる勞働婦人を男性の袖の下に小さく憩はせるだけで、獨立した事業家として勞らはないでいゝと云ふ理由を何處に見出せませう。斯くして女性の人類的の權利が確實に了解され、附與されたる後の世界で始めて同等の使命に從つて同等の權利の許に扶養し、扶養される時代が來るべきであります。

獨女性勞働の社會的效果を細說し、社會の省察と同意(殊に

同情の）を求めたいのですが紙數が盡きて居るので、遺憾乍ら如何にも大ざつぱな抽象的な説明だけで筆を置かなければならなくなりました。猶この主張の容れられた時に當然起るべき弊害や、實行手段等に就いては改めて筆を取る事にしてこの項を擱きます。

婦人參政權運動と實際生活

——政治とは何んぞや——

辯護士　布施辰治

一

誰れにでも能く判かつて居る如うで、其の實、誰れにもハツキリ判かつて居らない問題が澤山ある。政治とは何んぞやと云ふ問題の如きも亦蓋し其の一例であらう。

諺に、政治の下馬評と云ひ、下郎の天下サバキと稱する事のある位、誰れでも政治の善惡を口にし、時の政治家の月旦を喋する、而かも夫れで政治とは何んぞやと云ふ事が、ハツキリ判かつて居るかと云へば、どうも判かつては居らないらしい。が、しかし、私は政治とは何んぞやと云ふ事が、ハツキリ判かつて居らないながらに、誰れでも政治の善惡を口にしたり、時の政治家の月旦を喋し合ふ所に、政治と人生との絕ち難き所因があるのだと信じて居る。

政治とは何んぞやと云ふ事を、從來多くの人の誤つて觀念して居る如うな見地から考察するとしたら、夫れは可なり六ケしい問題であらう。六ケしいと云ふよりも容易に其の眞諦を摑み得ないであらう。假りに摑み得たとしても、政治とは何んぞやと云ふ事のハツキリ判からないながらに、誰れでも政治の善惡を口にしたり、政治家の月旦を喋し合ふ、私共の

感興と期待とに添はないものであるに相違ない。私共は、國家政治の善悪に由りて、社會生活の苦樂と辛甘とを嘗め分けしめらる、生活即ち人生、人生即ち社會生活、實際生活即政治の興味と期待とを有ちながら、左樣した苦樂と辛甘とを私共に嘗め分けしめて居る生活とは、全然没交渉な、そして徒らに強い硬い冷たい或るものを摑ませらるゝに相違ない。何故なら、從來多くの人の誤りて觀念して居る政治は、私共の實際生活をヨリ能く幸福にする自主自重、自律自治の上から下へ發展すべきものとせられずに、權力、命令、服役、強制の上から下へ支配せらるべきものと考へられて居たからである。

二

謂ふに、教育者が政治に干與しては爲らないとか、或は婦人參政權の獲得運動や、治警第五條撤廢運動やを以て、政治運動だとか左樣で無いとか云ふ、廣島縣の女教員壓迫事件を惹起して、天下に地方官憲當局の時代錯誤振りを暴露したのは、矢張り權力、命令、服從、強制と云ふ上から下への支配を以て政治なりと考へて居る結果であらう。

一體今日一般の政治に對する觀念乃至考察の仕方は、極端なる高尚と、極端なる卑俗の誤に陷つ居る。前者は政治を以て一種の國家哲學でもあるかの如うに考へて、國威の宣揚だとか、國交の敦厚だとか云ふ論議を爭ふて居り、後者は自ら愚に爲つて他を愚にする代議士志願の選擧運動を以て、政治だと思つて居るのだからほんとうに情ない。

尤も、教育の眞意義を解して、現代新人の血を沸かしむると同時に、肉を躍らしむるものだとするならば、所謂教育家は私共生きた新人とは何んの交渉も無ければ要もない。硬く冷たくそして徒らに強い國家權力の研究や論議に參與せしむる必要はあるまい。又更に婦人の眞使命を解して、愛の泉を湛ふる母性の愛と、淑かに溫かい女性の愛に作る事を保護せんが爲に、眞に愚にも付かぬ選擧運動などに尊ふとい純眞の愛情を混亂せしむるに當らないであらう。けれども、斯くして眞に正しき政治とは何んぞやの根本義を解する社會生活との卽一體を覺り得ないのは甚だ遺憾である。が、しかし夫れは、從來多くの人が、政治とは何んぞやと云ふ事を誤りて觀念して居たばかりでなく、生活とは何んぞやと云ふ事をも誤りて觀念して居た結果であるから是非もない。何故なら

今日の一般の生活に對する考察の仕方にも極めて、眞面目なるものと不眞面目なものがあるのであつて、氣の毒位眞面目なものは、稼ぐに追ひ付く貧乏なしと考へて、一意專心其の業に勵みながら、尙ほ且つ一身一家の生活を支へ得ずに、社會組織の不合理と國家制度の不公正とに原因する社會貧と云ふものがある事を覺らずに居るし、不眞面目なものは一攫千金の投機的成功に焦せる一食千金、一衣萬金の豪奢生活を夢みて、正しき生活とは何んぞやと云ふ、人生の眞意義を解して居らないからである。從つて、正しき生活のみが單り正しき政治に由りて確保せらるべく、又正しき政治のみが眞に正しき私共の實際生活を確保するものであると云ふ事を覺らないのは、今日一般の政治と生活とに對する觀念の錯誤である。正しき政治と正しき生活との關係は、私共の人生をほんとうに考へて行つたら、其の用と體とであるとも言ひ得よう。私共の博愛性に充ちた人間的の社會生活を完うせんが爲め相互扶助を密にしたものが國家であり、そして國家の政治は、私共の全體に於ける社會生活を向上する各個の幸福を目的とする生活の安定を計るにあるのだから、誰れやらの語に如何なる最悪最劣の政治と云へども、民をして飢ゑざらしむる事を限度とするとあるのは、蓋し其の理であらう。

三

斯くの如くに、政治と生活との關係を考へて居る私は、政治は生活の用であつて、生活は政治の體であると信ずる。つまりは私共人間社會の生活現象であつて、且つ人生の兩面であると信ずる。恐らく何人と云へども、此の理を否む事は出來まい。其處に從來多くの人の誤れる觀念ながら、政治を以て大變高尙なものゝ如うに考へて、政治家へ尊敬を拂つて居たのは何よりも大切な生活の安定と充足とを、私共に幸ひして吳れるものと考へた感謝であつた事も分かるであらう。斯の如うに考へて來ると、苟くも生きて居るものに生活を有たないものは有り得ない、生きて居る限り、何人にも生活がある、そして生活のある處に政治の有り得ない筈がない、苟くも生活が許されて居りながら政治が許されないと云ふ社會は、決してほんとうの人間的社會でないと云ふのが、生活本位の政治組織と云ふ根本基調の上に、所謂婦人參政權も、所謂嬰兒參政權をも包含した、私の徹底的普通選擧論のある所以である。

然るに、世には所謂婦人參政權の獲得に由りて家族制度が破壞せらるゝだらうとか、或は夫婦關係が圓滿に行かなくなるだらうと云ふて居るものもあるが、私は我國現在の家族制度や夫婦生活を以て、左程有り難いものとも尊ふといものとも考へないから、所謂家族制度が破壞されようと所謂夫婦關係が不圓滿に爲らうと構ひはしないが、特に婦人參政權の問題丈けに就て云へば、寧ろ今日の如うな家族制度を維持して家庭經濟の一切を婦人の責任に脊負はして居るなら、私共外に働く男性に參政權を行使せしむるよりも、內に働く婦人のみに參政權を行使せしむろ方がいくら得策だか知れないと考へる。何故なら私共今日の實際生活を脊負つて立つ婦人と政治との關係を見て行くと、左樣した事が能く判かるからである。

四

私の考察する所見に由れば、今日の國民生活が國家政治であると同時に、私共の實際生活である。從つて國民生活の善惡が政治の善惡であると信ずる。早い一例を云へば、米價の高低が政治である、高い米だから三杯のお飯を二杯に減じて其の要を充すと云ふ事が出來ない、米其のものは價の高低に拘らずして依然たる米である、私共今日の實際生活に必要なる米の一合は常に一合であり、二合が二合、一杯は一杯、二杯三杯は二杯三杯の働きを爲す點に於て、未來永劫に何等の變りがあるまい。而かも時々米價に高低がある、是れは米其のものゝ性質より來る所の高低にあらずして、一國政治の按排に基く經濟事情より來る所の影響である。次ぎに私共の日用品である、砂糖でも酒でも醬油でも同樣である、一定量の砂糖の甘味は、價の高下に由りて甘くなつたり甘く無くなつたりするものでは無い、酒も同樣、醬油も同樣である。而かも價格には時々高下がある、否な暴騰暴落がある、是れ迄一升の酒が二圓であつたのに、それが二圓五十錢に爲つた、而かも酒其のものは前同樣の品だとしたら、前の二圓と後の二圓五十錢との差である五十錢は、畢竟國家の稅金と今日の政治に由りて保護せらるゝ財閥の利益とである、言ひ換へれば政治の善惡に由りて、責め取らるゝか、り取らるゝ國民負擔の問題である。砂糖も然り醬油も然りであつて、私共が十錢の砂糖を買ふても、決して十錢だけの砂糖が私共の手に這入らない、砂糖會社の目論見豫算に由ると、半分以上が稅金で

あり、株主への利益配當である。甚だしい例を云へば、十三割の稅金を課し十割以上の利益を貪つたことがあるのである。故に十三割の稅金と十割の利益を貪らるゝ砂糖を假りに三十三錢だけ買ふ場合、私共の手に這入る眞の砂糖の分量は僅に十錢丈けであつて、其の餘の二十三錢は國家の稅金と資本家の利益に取らるゝのである。而して此の稅金の取立も、資本家の利益の保護も共に政府の仕事であることは、何人も異議のない處であらう。更らに最も適切なる一例は、同じ煙草の敷島一個を買ふにしても、朝鮮や滿洲では定價の半額だと云ふが、內地では定價通りであるのは、云ふ迄もなく稅金の關係である。果して左樣としたら、國家政治と國民生活――そして私共の實際生活とを引放して考察すると云ふ事は斷じて出來ない。

五

故に、私は政治とは何んぞやと云ふ事を、國家政治即ち國民生活、國民生活即ち私共の實際生活である事を能く考へると同時に、私共今日の生活難に襲はるゝ事所謂經濟のヤリクリを脊負つて立つて居るものが婦人である事を知つて居る限り、どうして所謂婦人參政權運動が政治運動だからと云ふて之を拒否する事が出來るであらうかと考へ直して貰ひ度い。

然るに、矢張り婦人に味方して居りながら政治とは何んぞやと云ふ事を、人格的の自主自重、自律自治に俟つ下から上への社會生活をヨリ能く幸福にする生活現象の用なりと考ふる事が出來ない爲に依然誤りたる政治觀念の下に所謂婦人參政權運動を以て、政治運動では無いなどゝ解釋するものゝあるのは却つて嘆はしい。斯くして一時を胡魔化そうとする事は斷じて良くない。萬一にも左樣した意味から發足する婦人參政權運動ならば、夫れは結局ほんものに爲り得ないであらう。私は寧ろ大膽に卒直に、勇敢に、所謂婦人參政權運動は、立派な政治運動であるけれども、所謂政治運動は生活運動である。生きたるものに許されたる運動なりとして、飽迄夫れを行り通す事が必要だと信ずる。而して夫れを邪魔する法律があつたり、舊社會にコビリ付いた頑冥者流があつて之を壓迫したら、其の壓迫を乘り切つて行く事が必要だと信ずる。左樣で無ければ、所謂婦人參政權運動にほんとうの生命が無い。

米國に於ける少年勞働について

寺田初代

「一」

最近亞米利加合衆國に於ける教育者は、同國子女の廢學年齢が十四歳に制限されてあること、又、二三の州に於て爲さるゝ如く十六歳に制限されてあることを問はず、其の子女の十八歳に到る迄は、州に於て之を監督す可きものであると云ふ事を悟得するに到つた。

此の目的を達するが爲めには、父兄、教師、其の他勞働市場に於ける子女の仕事を能く知つて居る人々が相共に働かなければならない。其れ故に、職業上の指導及び傭入に關する監督が能く組織立つて行はれて居る大都市に於ては、職業に關する事務所（Vocational Bureaux）が設立された、之等の事務所は、市俄古に於けるが如く、多くの場合、慈善的の會合に依つて設置されたが、然し、追々各州政府の教育課（Board of education）に依つて管理せらるゝことゝ爲つた。其の教育指導者は教育課に依つて指命される。其の人々の仕事は、兩親及び子女に忠告を與へ、子女の爲めに職業を與へ、又工業狀態を調査し、子女が十八歳に達する迄の工場記錄を管理する事である。

市俄古に於ては法律上廢學の年齢の最少限は十四歳である。然し、教育課は、子女が一定の工場に使役されて居る事を立證し無い限りは、同子女をして十六歳迄就學することを強制する權利を有して居る。そして、傭主は子女が、年齢と卒業の學校とを表示する證明書を提出しなければ一切子女を傭入れることが出來ぬ。之に違反する者は罰則に處せらるゝ。然るに實際上、此の規則に違反する者があるが之を調べ出す機關は無い。

千九百十四年度の市俄古市の統計表に據れば、勞働を求めつゝある者の内、四十二「パーセント」は八學年の學業(小學校の最高學年)(亞米利加合衆國に於ては小學校は八年に分れ年齢は六歳に始つて十四歳に終る)を修了した者である。そして少年勞働者の十四「パーセント」は十六歳以下で廢學した者である。

「二」

然らば、茲に、何故に子女が廢學したかを調査す可きである。次の表は、千九百十四年に市俄古に於て六千七百五十八の小兒に就いて、十四歳に廢學した各種の者の理由を示して居る。

理由	員數	比例
(イ)賃銀を得るの必要に迫られた者	二、一八七	三二、四
(ロ)同上の必要無くも之が希望に因る者	一、五〇七	二二、三
(ハ)學校生活よりも勞働を好む者	三〇一	四、四
(ニ)學校生活の不滿に因る者	二、〇二五	三〇、〇
(ホ)八學年を修了せし者	三八一	五、六
(ヘ)中學校(亞米利加合衆國に於ては中學校は四學年であつて十四歳に始まり十八歳に終る)に要する書物を買ひ得ざる者(無月謝なるに拘らず)	二三一	三、四
(ト)其他の原因	一二六	一、九
總計	六、七五八	一〇〇

今之をマッサチユセット州の統計に對照するに、マッサチユセット州に於ては、少年勞働者中、賃金を得る必要に迫られたる者は二十四「パーセント」であつて、市俄古に比して八「パーセント」丈け少ない。然し學校生活の不滿に因る者六十六「パーセント」であつて、市俄古に比して三十六「パーセント」多いのである。只此等の廢學少年勞働者の理由の表は、必ずしも徹底的に分類區別せられて居るとは云ひ得ない。多くの場合に同種の動機が混合して居るからである。

「三」

更に之等の少年勞働者の父の職業を調査することは頗る興味ある事である。

今、千九百十四年に市俄古に於て年齢十四歳で勞働を求めた三千六百二十六人の子女の父の職業を分類した統計に據れば、次の如くである。

熟練職業	一、一二二
勞働者	七〇七
裁縫業	五四四

商業	三二九
販者	四〇九
製造工業	二二八
個人商業	一二三
勤務職業	五七
其他各種	一〇七
總計	三、六二六

又六千二十七の子女に就て調査すると、其の三十八「パーセント」は長男長女であつて、十二「パーセント」は末子である。又其の七十三「パーセント」は父又は繼父のあるもので、二十三「パーセント」は其の母が一家を支へ、父は既に死亡したるか、又は不治の病人である。

概して兩親は自分の子女が學校へ行くか、又は勞働に行くかに就ては冷淡であつて、一向深く考へ無いと云ふのが普通である。——『ベシイは學校に行つても工場に行つても同じ様に靴は切らして了ふのだからね』——と云ふ位なものである。

「四」

各都市に設立された職業豫備教育所は學校に倦きたと公言する子女の觀測所たるに到つた。米國に於ては、英國に比して、子女が自分達の將來を決するには教育にせよ其他の事にせよ遙に多くの自由が與へられて居る。其れ故學校を繼續するか廢學するか、又どの學科を選ぶ等の事は勿論子女に委かせてある。

然し、各都市に於ける職業課に於ては、

(一)學校を續け、特に或時期に到る迄工業上の教育を受くることの利益を主張し、

(二)十四歳より十六歳の子女の如何に勞働率の貧弱なるかを示し、

之に依つて、兩親にのみならず、子女をして成る可く學校に止まる樣に大いなる働きをした。

千九百十四年市俄古に於て六千八十二人の子女に就いて(一)廢學年齡(二)廢學せし時の學年級に關して徵した統計表に據れば次の如くである。

員數	退學年齡	學級 各種學級	學級 補習學校及中學校
一二五三	一三歳		
三、六四一	一四歳	第六學年五九五 第七學年八五八 第八學年七六一	第一學年八二 第二學年一五
一、五〇六	一五歳	第六學年一六五	第一學年一一一

第七學年二三一　　第二學年　四〇
第八學年七六二
第六學年　二一九　　第一學年　六七

五一五　一六歳
第七學年　四七　　第二學年　四八
第八學年二六八

一二一　一七歳
第六學年　三　　第一學年　一八
第七學年　一〇　　第二學年　二四
第八學年　四七　　第三學年　一九

四八　一八歳
第七學年　六　　第一學年　五
第八學年　六　　第二學年　一〇
第三學年　一
第四學年　一八

總　計　六、〇八二

職業課は少年少女の早廢學を發見し或る場合には、之を改正した。職業課は教育局を通じて使役の爲めの證明書を發行し又之を返還せしむる權利を有して居る。市俄古に於て千九百十二年に前上の證明書の發行せられたもの一萬三千三百十三であるが、職業課が設置せられた後千九百十四年には千六百三十三であつた。其内小學校の第七學年に達せざりし者は千九百十二年には全數の四十四「パーセント」であつたが、千九百十四年には三十八「パーセント」である。

此の比例の減少した理由は、多分次の三種であると思ふ。

即ち

（一）職業指導局 (Vocational gnidance Board) が子女をしてより長く修學せしむる樣其の父母及び子女を强制したること

（二）職業を見出すことの困難なりしこと

（三）市内に於ける多數の學校に於て、六、七、八學年に豫備職業又は工業の組を設置されたること

次の二個の表は、千九百十四年市俄古に於て二千四百七十一人の少年と二千百六十三人の少女が獲得した最初の地位を示して居る。

（一）少　年

事務所	四五〇
工場	二二九
「デパートメント、ストーア」	一五九
印刷所（小走小僧）	一三七
彫物	七二
仕立物	六六
製造業	二四
電氣業（小走小僧）	二一

機械店	八三
電報配達	二三五
街上商賣	二三
馬子	八七
洋服店	六三
印刷所	六〇
農業	一四
麵麭製造	一四
小僧	六二
勞働者	三八
雜種	五四四
總計	二、四七一

(二)少女

事務所	四四〇
「デパートメント、ストーア」	二七三
工場	四七四
洋服店	一四一
雜貨奇品商	一〇六
出來合洋服店	一四七
製本屋	一二九
彫物屋	二五
印刷切拔所	一八
仕立屋	一五二
帽子店	五一
電話交換手	一三
料理	一〇一
洗濯	一七
小商店々員	二九
各種	一七
總計	二、一六三

千九百十四年同市に於て十四歳より十七歳に亘る少年少渉の修學せざる者の數は二萬三千人と記されて居る。之に對して一萬五千の使役證明書が發行された。其れに據れば八千人は修學もせず、又は就職もして居ら無い。其内半數は多分家庭に止つて家事の手傳ひをして居ると想像される。他の半數は多分爲すことも無く、街上を放浪して居るのであらう。

職業課の仕事がもつと擴張されたなら、必ずや浮浪人の數も最少量に減ずるであらうと確く信じられて居る。

「五」

多くの都市に於て十六歳以下の少年の最初の給料は一週三弗半、即ち我が約七圓である。十六歳以上の少年はヨリ多くの收入のある職業に依つて 一週六弗乃至八弗 の給料を得

ろ。十六歳以下の少女の給料は普通一週三弗である。十六歳以上の少女で收入の多い者は少年と殆んど同額である。他國人から考へれば、之は非常に多額の樣であるけれども、米國に於ては勿論生活費が他國よりも遙に高いのであるから、彼我甲乙は無い。千九百十四年、市俄古に於て十六歳以下の少年勞働者の五十二「パーセント」は次の九種の職業に使用されて居つた。

(一)「デパートメント、ストーア」
(二)菓子屋
(三)石鹸商
(四)印刷所(小走小僧)
(五)金物商
(六)電信電話會社
(七)靴製造所
(八)紙箱製造所
(九)呉服物

「六」

米國に於て、十七歳以下の子女の勞働に就いて最も憂慮す可き事は、英國に於けると同じく、彼等が行詰りの職業を取つて居ることである。例へば印刷所小走小僧に爲る者は普通の小僧に爲る者の數より遙かに多い。

シンシナーティに於ては職業課が電報配達の少年の傭入れを獨占した。そして之等の少年は一週幾時間かは必ず中學に通學せねばならぬと云ふ法律が規定せられた。

然し、全體として十四歳より十六歳に至る子女は、一方に於ては之を訓練しつゝ其の勞働を許し、他方には十八歳に到る迄自由に教育を受け得る機會を與へたにせよ、是れは、將來の米國工業及び一般米國市民の安寧に大なる問題である。

一般子女の教育が十四歳乃至其れよりも早く廢學せらるゝ所の英國に於ては、米國以上に此の問題が重大である事は云ふ迄も無い。

人類が肉體的精神的道徳的に非常な變化を爲しつゝある時に當つて、國家は其の市民の大なる群衆に對する責任を投げ出して了ふのである。

假令フイッシャー氏の新時代を畫する法律案が多數の思慮深い教育家に依つて歡迎されたとは云へ、今次の世界大戰爭が國民缺點の暴露に依つて之が必要を強制しなかつたら同法律案も頑冥な反對に會したことは明かなことである。

然し米國に於てさへ社會に浮浪人を出しつゝある危險は

年毎に增して來た。

千九百十四年市俄古に於て、十四歳乃至十七歳にして廢學せし百七十七人の少年に就いて調査したものに據れば、次の如くである。

廢學後二年乃至五年の終りに於て

一種の職業を得し者	二七
二種の職業を得し者	三六
三種の職業を得し者	四一
四種の職業を得し者	三六
五種の職業を得し者	二五
六種の職業を得し者	五
七種の職業を得し者	五
十二種の職業を得し者	二

尙ほ他の調査に據れば三十「パーセント」は其の第一職業に僅かに一ケ月しか止つて居らなかつた。十三「パーセント」が二ケ月、九「パーセント」が三ケ月六「パーセント」が一ケ年止つて居た。

其の廢業の理由は次の如であつた。

勞働を欲せざる爲め	四一、一%
餘りに給料の低廉なる爲め	一〇、五%
解職されし爲め	八、五%
ヨリよき地位を得し爲め	七、三%
勞働の過激なりし爲め	七、一%
勞働時間の長きに過ぐる爲め	一、七%
進步の機會無き爲め	二、四%
病氣なるも歸宅されざる爲め	三、三%
商業勉强の爲め	、五%
學校に復歸する爲め	、七%
家庭の必要に迫られし爲め	一、九%
商業學校に入學せし爲め	、二%
家族の他に移轉せし爲め	一、二%
勞働地があまりに家庭より遠距離にある爲め	、三%
主人を好まざる爲め	、九%
同盟罷業の爲め	、四%
喧嘩の爲め	一、四%
惡境遇の爲め	、八%
勞働中傷害せし爲め	、六%
休日を望む爲め	八、一%
各種	一、一〇
總計	一〇〇

此の表の分類に據れば、僅かに全數の八「パーセント」が自分自身の向上の爲めに廢學した。之れは驚く可き結果であつ

て各々の心得置く可き非常に重大なる狀態を暗示して居る。何故ならば、給料は高く極端な貧乏人で無い米國人ですら、斯うして浪費された人間の記錄を造る位なら、まして給料の低く人口過剩に因つて餓死の涯にある英國人は、如何になり如何になり行くであらう。

之に對して一の救濟法がある。其れは合衆國に於ける最も進步した各州に於て漸次紹介されつゝあるが、十六歳に到る迄子女の教育を強制的にすることである。現在のところ、多數の州の立法者は全市民に對して十六歳に到る迄自由補習教育を爲し得るの機會を與へて居る。只之を強制的にすることを差控へて居る。又二三の州に於ては、彼等の繁榮を增し善良なる市民を增すと云ふ百倍にも近い好結果を齎らした。

英國に於ては從來十二歳乃至十三歳に於て難かしい見苦しい試驗を課することにより、將來學問に見込みある者のみに修學を續け、其他には其責任を捨てゝ了つた。

生物學的考察に據り此の時代に才能を見出すことは不能であるのみならず又不良の學生も亦之を選擇す可きものであるから、國家は單に小數の者のみならず一般市民に對して均等の教育機會を與ふ可きである。全市民に均等なる機會を與へぬ限り、其國家は常に先頭に進行することは出來ぬことを豫想してよい。

其れ故に、十六歳に到る迄の強制的教育に關する問題解決は勞働賃銀を高上し少年勞働者の使用制限等の問題と關聯して、將來一國工業の繁榮と進步に離る可からざる大なる關係を有つて居るものである。

□禁酒法の影響

米國シカゴ少年保護會統計家の報告に依ると、禁酒法實施以來同市の妻子虐待告訴は二十三割八分增加してゐる。其の理由は同報の記する處によると、「是まで大酒家であつた人が急に酒が飲めなくなつたので、彼等は反動的に素行粗野となり、又家族に當り散らして其の不平を癒さうとするやうになつた。」と云ふにある。

然し他の方面からの報告を讀むと、禁酒法實施以來兒童の扶養を怠るを訴ふる訴訟が七割減じ、妻女の扶養を怠るを訴ふる訴訟が二割、又秩序紊亂罪は半分に減じ、不衞生に關する告訴は二割減じたとの事である。

婦人傍聽席より——中橋文相いぢめの一幕

■今の議會といふ所は、どうせ揚足とりや懸引ばかりで、こゝで國政が議せられる筈と思つたらあてがはづれる。私達が議會に行くのは聞きに行くのではなくて見物に行くのだ。だから與黨と反對黨とが相對峙して、野次の應酬やつかみ合ひがなくては面白くない。

所が今議會は奥議長の野次封じが効を奏して、初日、二日、三日―と頗る平穩だといふ。それでは衆議院も見物には面白くもあるまい。それに四十二議會以來此方へは大分通ひつめたのでもう澤山だ。

此度は一つ方角を替えて貴族院といふ所へ行つて見やうかといふ氣になつた。衆議院とは廊下續きの御隣りながら、こちらへはまだ生れてから一度も行つた事がない。

■山脇博士からいたゞいた傍聽券が、丁度貴族院でも呼びものゝ、昇格問題の質問日にあたつた。これでは何でも見ずばなるまいと、廿七日午前十時十分前婦人傍聽席に通る。貴族院に於ける婦人傍聽席は、衆議院と同様議長席の正面少し左で、男子傍聽席と衆議院議員席との間にはさまれてゐる

■十時十分、振鈴と共に正面横のドアーから太つた德川家達公と續いて書記官長、書記官の顔があらはれ、玉座に一揖してそれ〳〵の席につく。輪形に配列された議席が段々埋められて、禿頭や、胡麻鹽頭が上から見える。德川議長が開會を宣してから、先床次内相が右から、原首相が左から這入つて大臣席に腰を下す。當の中橋文相思ひなしか下うつむいて内相の隣に坐る。前議會の株問題の際御大の爲めに忠勤を拔んでたといふ牧野秘書官、此度も一方ならぬ御心配と二三日來の新聞でしば〳〵見たが、もうさつきから隣席で腕こまねいてゐらつしやる。

■最初の質問は黑田長和男爵の思想問題に關するもの、低聲で所々よく聞きとれなかつたが「社會主義とて一概に排すべきものではない、現在の社會は頗る憂慮すべき狀態にある」と三十分間に亘つた。堀江博士の講義で問題を起した上院とは少々違ふ樣な氣がする。

これに對しての首相の答辯は不相變のヒョータンナマズ、内相亦濵花節なんかの民力涵養を持ち出して其効能を述べ立てた。押問答の末意見の相異とあつて引分れ、お次が愈々昇格となつた。

■議場にはかに鳴りをしづめ、注意は壇上の高田早苗博士と文相とにむけられた。お隣の牧野秘書官をそつと覗くと、青白い顔を兩腕にうづめて、聽き度くもあり聽き度くもなしの態。

■高田博士は開口一番「教育問題故、政爭的な調子を避けて充分御話いたし度いと思ひます」と述べ、政治教育を閑却せる明治教育の缺點から、義務年限延長、中華民國學生の待遇、朝鮮教育の實情と大分な時間になるが、昇格は仲々出て來ない、シビレを切らしてドンを合圖にそろ〳〵退場するもの三四、此時やつと聲を低めて「此場合申上げるも何ですが……昇格問題について何ひませう……」と出る。こゝらあたり衆議院なら喧々囂々たるものだが、初めから拍手一つも咳一つも聞えない靜かさである。議前の高等工業、お茶の水高等師範は是非昇格さすべきであるとしきりに述べ、「政府は何年度から昇格さする積りかそれを伺ひたし」と結ぶ。時に午後零時三十分答辯は午後といふことゝなつて休憩となる。

■午後の仕事が氣になるけれど文相の答辯を聞かないで歸つては何にもならないと、あくびの十も噛み殺して、お腹の空いたのを我慢して、傍聽席にポツネンと一時間をくらす。

■一時四十分再開、高田博士に對しての答辯をなすべく先首相登壇、昇格については未決定といひ放つてしまふ。次いで立つた中橋文相低聲で只今首相の言はれた通り〳〵を繰り返し、同じく未決定とばかり逃げてしまふ。此の間に僅一二回應答があつて岡田良平氏の質問にうつる。(ふ)

時事批判

奥むめお

女教員と政治

廣島縣に起つた女教員壓迫事件が意外に世間の反響を喚起した事は愉快でたまりません。然し局外に立つて事件の成行を注意してゐたもの丶最も不滿に感じた事は、これなら違反にならないだらう、これでも未だ政治運動とみるのか、といふ醜悔に政治運動に參加してはならないと云ふ命令は無批判に肯定しておいて、萬事はその上での不平であり、怨嗟であつたやうで、何故そんな惡法を存在させておくか、そんな不合理な禁令に從うてゐる必要はないといふ風に積極的に働かうとする聲の案外薄弱であつた事であります。何故私共は存在の意義のない惡法にも屈從しなければならないでせう。

高知縣の教員數十名は（男教員ばかりでした）教育者も被選擧權をねんとして今期議會に請願書を提出したと新聞紙は報じてをりますが、あまりに當然な擧であるにすぎません。教育者も亦政治的教養を缺いてはなりません。或ひは、教育者であるから政治的教養を必要とすると云ふ方が至言であるかも知れません。勿論そこに男女の性別を許しません。

思ふに今の世の中には、私共を妨げる惡法があまりに多すぎます。道德上、政治上法律上は云ふ迄もなく、ゆく處として不合理な壓迫を蒙らないところはないと云つても、過言であると咎め得る人がありませうか。力や權利は上に立つ權力者より與へられるものではありません。私共は私共の欲する當然の自由、當然の權利を獲んがためには、闘つてこれをねなければなりません。

既に治安警察法第五條が時世後れの惡法である事は一般世論の一致するところであります。然もなほ女子の政治的自由を拒む理由として權力者は、今の政治に參加すると、女子自身が惡くなると云ふにあるやうです。教育者の場合もこれと等しく、現在の政界に參加する事に依つて、惡くされる共良くなる事はないからと云ひます。それでは、これに參加するものを惡くするやうな現在の政治の支配下にある自分達は惡くはなつてゐないのでせうか。更に、これに加はるものを惡くするやうな現在の政治を何故私共はその儘肯定して

ゐなければならない必要があるでせうか。政治が、さういふ過れる現狀にあればこそ、それを改めるために私共の參政權が必要なのです。敢て政治問題ばかりではありません。私共は強い戰鬪力を持たねばなりません。

永井柳太郎氏事件

たとひそれが、人々の如何に眞實な要求であり切實な必要であるとしても、一旦政治家の手に取扱はれるとき、多くの場合何等かの手段のために利用されたり、方便視されて惡用されたりするものと觀念しなければならないのが現在の有樣であるやうに思はれます。勞働問題に就いてもさうした危惧がありました。今、普通選擧問題、婦人參政權問題に就いても、打算的なものを第二義的にしか考へる事の出來ない所謂政治家氣質は遺憾なく發揮せられて、自分達の眞面目な要求が、彼等政治家のために傷け損はれつゝあるのを見ては憤激に堪へないものがあります。

新聞紙の傳ふる處によりますと、現在政治家中での新人と許されてゐる永井柳太郎氏は、普選同盟會に出席して、普通選擧といふからには、更に進めて選擧權を婦人にも與ふべし救助をうくるものにも與ふべしと力說されたと云ふ事ですが、これ等の理想は極めて當然のことで、議會政治といふからには必ずそこ迄到達しなければならないものですが(數十名の自稱新人中で唯一人永井氏がこれを力說されたことは多とすべきです)代議政治と云ふものに希望をつなぐ事を余儀なくせられてゐる私共は、この事實を悅ばしく愉快に思つてをりました。然るにその翌日、氏は普選案へ調印する事を拒んで、その理由として婦人參政權を除外してゐるものには贊成出來ないからと云はれたさうです。これは拒絕の理由としてまことに立派なものですが――不幸にして私は今病床にあつて、新聞記事以外の事實を確める事が出來ないのを遺憾とします――私は此の際、婦人參政權を除外した不徹底な普選案を拒絕された氏の、獨立の生計を固執する憲政會のそれとの關係を明かにせられん事を希望します。そして氏が、憲政會の一員としての立場を危くする事を恐れて一夜のうちに豹變し、斯くの如く、政治的に全く無力な我々婦人全體を侮辱して、不誠意にも婦人參政權を利用したと見ることが大變な間違ひであつたといふ確證を、氏自身の手から與へられん事を希望します。

一般民衆の間から、議會政治に對する信賴が次第に薄らいで行つてゐる事は、蔽ふべからざる事實であるやうに思ひます。民衆の注意は、日一日と今日の政治そのものから外れつゝあるではありませんか。勿論現在の政治家に失望し切つてゐる私共に、求むることもありませんが、尚多少の希望をかけて賴む二三の新人がある筈です。新人すらも自分達を裏切

つてゆくといふ事實に出會すならば、或る種の暗示に動搖する事もやむを得ないでありませう。我々の日常生活と利害關係の大きい議會を、國技館の興行物位にしか見る事の出來ない今日の不幸をとり除くために、又その心に浮ぶ不安から人々を救ふために、切に所謂新人等の自重を希望する次第であります。

婦人平和同盟

私も亦、日本婦人平和同盟の成立を喜ぶ一人でありますが、未だ悉しい主旨や方針の發表をみないので、日本婦人も眞の平和のために國際的に活動しなければならないといふ同會は、果してどんな實行方針を選ばうとするのかと云ふ點に不安を抱きます。

歐洲大戰終結後、各國は頻りに人を派して國際聯盟會議とか國際勞働會議とか、その他いろ／＼な國際といふ冠をつけた會議を開いて、國際的に平和を招致するために努めてゐるやうですが（わが日本もそのお仲間入りの光榮を擔つて、頻りに代表が往つたり歸つたりしてをります）然し現在に於ける國際關係にて、國際聯盟會議が世界の眞の平和のために果して幾何の效果をもたらし得るでせうか。殊にそれらの會議に列席する所謂代表者が、民衆の生活に關係のない特權階級者であるのですから、これに信賴して安價な安心に幸ふ事の出來ない私は、さうした國際會議を肯定した上で、同じ精神同じ方法のもとに婦人の間にも企圖せられてゐるといふ、來る七月ゼノアに開催せらるべき國際婦人平和會大會に就いても同杞憂を禁じ得ません。私共婦人が今日のこの不合理な存在より脱却して、當然あらねばならない位置をとり戻すためにしなければならない仕事は、私共のまはりに未だ澤山横へられてあります。そして私共のまづしなければならないのはそれ等、一例を引けば、婦人の政治的自由獲得運動とか、高等教育、職業のための運動等の實行であらうと思ひます。もし私共の當然の徑路として平和運動も起つて來るとするならば、それは最も喜ばしいことの一つでありませう。至て平和を愛し、これを好むものは獨り婦人のみに限りません。人類は平和を好みます。そして平和は私共人類にとつて一番望ましい境地です。而もその最も望み欲する境地を招來させる事が出來ないのは何故でせう。私共が考へなければならないのはそこではないでせうか。同會の設立を喜ぶ念が深ければ深いだけ望むところも多うございます。徒らに空名におはる事なくその目的の實現せられん事を祈ります。

波紋（雑感）

らいてう

○

所謂資本主義的經濟組織の確立とその發達と共に多數勞働者の貧困といふ社會的事實を生じ、勞働階級の家庭は所謂稼人である一人の男子によつてその生活を維持することが困難になり、彼等の妻であり、母であり、娘である婦人達も皆食べるために外に出て働かなければならないやうな事情に迫られて來ました。

ところがこの婦人勞力の供給に十分な需用が一方我が產業界に於て待つて居ました。纖維工業國と言はれる我國は婦人の織手に俟たねばならぬやうな多くの仕事がありましたその上彼女等はどんな安い賃銀でもそれが多少でも、一家の生活の補足にさへなるならば甘んじて働くといふのですから、各工場が好んで多數の婦人を歡迎し吸收したのは無理もありません。その結果として我が國に於ける女工の數は短い間に驚くべき激增を見ると共に、彼女達の悲慘な生活が男子勞働問題と共に我國に於ても一つの重要な社會問題、人道問題となつて現はれて來ました。

そしてこの問題は又婦人問題を母性といふ立場から、又は種族といふ立場から常に見てゐた私の注意を喚び起さずには置きませんでした。即ち勞働階級の婦人――多數な上に多產である勞働階級の婦人が、今日見るが如き劣惡なる狀態のもとに勞働に從事するによつて母たる天賦の資質を精神的にも、肉體的にも傷けつゝある事は、或は現に母である婦人が母の手を必要とする子供を保護なき狀態に放棄して置く事は、その婦人や子供自身の不幸に止らず、次代の上に、民族の將來に重大な損失を持ち來さずには置かないであらうといふ事が私をして婦人勞働問題を問題とさせるやうになつたのです。そしてそれが又私の心を導いて男子勞働問題――即ち一般勞働問題をも私の問題とさせました。言ひ換へれば私が男子勞働問題を私自身の問題として取上げるやうになつたのは婦人勞働問題の解決のためといふところに出立してゐたのです。

そして私は女工の多い十數の工場を視察し、その寄宿舍を

訪問して歩きました。綿ほこりに霞んだ空氣の中で、からだ中の神經を掻き亂さずには置かないやうな機械の動く音響の中で終日、又は終夜立ち盡して單調な、無趣味極る作業をしてゐる少女達の青い、しなびた、まるで死と面してゐるお婆さんのやうな氣拔けした無表情な顏は私の胸を可成り強く打ちました。紡績、製糸、織物、撚糸等の諸工場に於ける婦人の勞働狀態や健康狀態を目擊してその想像以上なのに驚いた私は同時にその婦人達に接して彼女等の無智、無敎育無自覺も又想像以上なのを知りました。

彼女達がまだあまりに無智な、無敎育な、無自覺な狀態にあり、彼女達がまだあまりに奴隷の心を多分にもつてゐる事を見せられた私は、今日直に彼女等に對して婦人勞働運動を期待するものがあるならば、それは無理なことだ――、又間違つたことだと思ひました。この觀察は又私を知識階級にある婦人の彼女等に對し「當然なさねばならぬ事」に引張つて行きました。

勞働階級の婦人が斯くまで多數に勞働市場に出て資本家の利己心の犧牲にならなければならないのは、前にも言つた通り主として男子勞働者の貧困のためであり、男子勞働者の貧困は、主として今日の經濟組織即ち資本主義のためだとすれば、勞働市場に婦人を送らないためには、少くとも特殊の少數婦人を送るのみに止めるためには、男子勞働者が富を持ち得るやう制度なり組織なりに改造を加へなければならないといふ事になります。そしてこれは言ふまでもなく今日の一般勞働運動の目的とする處と一致してゐます。併し私は今日資本主義が動搖しつゝある事も否既に崩壞しつゝある事も認めるものではありますが、併し獨斷的、又は空想的な一派の勞働運動者が考へてゐるやうに我が國の社會事情を、或は經濟事情をさう容易に、さう急激に變化し得やうとは信じません。從つていかほど婦人の工場勞働が好ましくない事だとしても、又彼女等自身もそれを望まないとしても「必要は」矢張り婦人を工場に追ひ込まずにはゐないでせう。それ故私は勞働問題の解決によつて、稼ぎに出なければならぬ婦人の數を出來る丈減ずるやう努力する外に、現狀に對する當面の急務として、今現に働きつゝある婦人、又これから働かねばならぬ婦人のために、同じく働かねばならないにしても、もつと好い狀態のもとで働き得るやうにせねばならぬ、即ち婦

人の勞働條件の改善わけても婦人といふ立場から、婦人としての天賦の特權に對する男子勞働者と異る勞働條件の要求、これが刻下の我が婦人勞働運動でなければならないとかう考へましたのみならず、この程度の運動から始めるのが當然の順序でもあり、又今日の我勞働婦人の自覺の程度を知るものにとつては、これ以上の運動を彼女等に對して考へることは全然徒勞でもあり、無用の事でもあると考へました。

ところで、この婦人勞働條件改善の運動は婦人勞働者自身の力でよくなし得るでせうか。

それも私は今日直に彼女等に望むことは困難だと思ひました。そこで知識階級の婦人の義務として不幸や苦痛や壓迫にあまりに慣れて、不幸を不幸として、苦痛を苦痛として、壓迫を壓迫として感じなくなつてゐる是等の婦人達に代つて、又不幸と苦痛と壓制にどれほど悲み嘆いてゐても、又どれほど多くの不平不滿にその心が滿されてゐても、あまりに無智で發表したくも言葉を知らない是等の婦人達に代つて、況んやその不幸や苦痛からどうしたら遁れる事が出來るか、又どうしたら不平不滿を取除くことが出來るかと考へて見ることなどはしやうともしない是等の婦人達に代つて、又自分達の勞働がどれほど母態を害し、自分達から健康な子供を否子供そのものを全然奪つてゐることなど左程氣付かずにゐる又氣付いてゐるとしてもそんなことを思つてゐる餘裕のない婦人達に代つて、彼女等の悲慘な生活の實相を發表し社會の良心に訴へることもしなければなりません。或は婦人勞働者保護の急務を說き、保護法設定の運動をすることも必要でありませう。併し矢張り何と言つても目的を遂する最も力強い、そして最も有効なことは勞働婦人自身が立つことで、そしてこれは彼女達が組合を作ることだとすれば、しかもこれさへも今日の彼女達には困難なことだとすれば私共は又これを援助しなければならないでせう。と言つて私共がおせつかいの手を延ばしてまだ自身求めてもゐない者をつかまへて外形(かたち)ばかりの勞働組合をこしらへて見た處で失敗に終る事はあまりに明な事であります。さうして見れば私共がしなければならない事は、未熟な不完全な勞働組合の早產を急ぐ事でなく他日彼女達が自からの內部要求から、健全な立派な組合を自力で組織する迄になるやう、或は其時期の到來を少しでも早めるやう彼女達にその準備的教育をする事ではないでせうか。(こゝで言ふ教育とは言ふまでもなく、今日工場

で一般に行はれてゐる單なる義務教育の補習や生花、裁縫や資本家に都合のいゝ悧しげな眞宗坊主の法話と犧牲服從の美德、勞働の神聖、貯蓄の功德をたゝへた小雜誌の配布などをさすのではなく、社會的、經濟的教育を意味してゐます。)

そしてこの私の、勞働婦人に對する有識婦人の義務に就いての考へと、實際今日の我が婦人勞働運動は、勞働條件改善の程度のものなのは勿論だとしても、それもまだ實際運動の期にはいつてゐるのではなく言はゞ今日は覺醒期又は敎育期にあるのだといふ私の觀察とが我が協會規約中にも「婦人勞働者の敎化機關として學校を設置し、婦人勞働新聞を發刊し、健全にして實力ある婦人勞働組合を組織する基礎を造る事」といふ一項をその事業の一つとして加へさせるやうになつたのでした。(勞働新聞の發刊といふ事は、私が工場を廻つて、女工達の讀物を調べました時、所謂資本家に都合のいゝやうな事ばかりを敎へた愚劣極る記事で埋められた雜誌の可成り多かつたのに對する私の或る憤りの情が、彼女達のために、彼女達を眞に指導し、覺醒させるやうな何か適當な讀物を提供したいといふ望みをその瞬間から私に有たせたのでした。)

伊藤野枝氏がこの一項の削除を私共に希望されたのを好機として、(そして私は同氏のこの希望を我が勞働婦人の現在の自覺程度などにはおかまひなしに、只階級鬪爭といふ事それ自身を生命としてゐられるやうな同氏の立場としていかにもさもあるべきことだと思ひますが、)氏の所謂「お高慢な知識あり、敎養ある婦人達」にも又その婦人達相當の立場があり、相當の見方なり考へ方なりがあるといふことを、言ひ換へねばかういふ事業を置く相當の理由があるのだといふことをこの際同氏に對してよりは寧ろ一般に向つて説明して置きます。

○

廣島の女敎員事件以來內務省警保局の御役人樣方の間で我が協會の運動が政治運動であるとか、ないとかいふことが問題になり、たとへ治警五條の撤廢や婦人參政權の要求が協會の仕事の全部でないにせよ、さういふ事も現にしてゐる以上は、矢張り政治運動をする團體と卽ち政治的結社と見做さねばなるまいといふやうな議論も少くないさうです。私達から見ればそれが政治運動であらうが、政治的結社であらうが

そんなことは本來なら既に問題にならう筈もない事なのを、例の治警五條といふ時代後れの馬鹿氣た法律が今なほ存在してゐるばかりに、こんな餘計なことに人達が頭を使つたり手數な思ひをしたりしなければならないのでせう。それに就いて局長の川村氏はかう言はれました。「どうも皆が協會を政治的結社と認めるといふことになると誠に困つたものだ。警保局としても何とかせねばならぬとことになるから。と言つて私としては協會を解散させるやうなことはしたくないのだから。成るべくかういふ事が社會の注意を惹き問題とならないやうにして貰いたい。婦人參政權運動もわるいとは言はぬが、目立たぬやうにやつてほしい。」

　これは世間に知れさへしなければ法律を犯しても差支ないといふ意味でせうか。或は既にこの法律は悪法と認めてゐるから構はないといふ意味でせうか。併したとへ悪法でも現に法律として存する以上は社會に對し、所謂官僚の權威のために捨て置けないから、止むを得ないといふのでせうか。それなら何故一日も早くこの官民共に煩はされなければならぬ悪法そのものを取除く手段に出ないのでせう。私は國法を無視するものでは勿論ありませんが、悪法を悪法と認めながらいつまでもそれに服從する事を國民としても恥ぢとするものです。若し政治的結社と認むとの理由による協會の解散がこの悪法の撤廢期を却て促進するものなら、私共は、その位の犠牲をおそれるものではありません。

○

　議會が始まりました。思想界に於て議會制度の否認、政治否定などの論議せられる中で、民衆の議會不信の聲が漸く高まりつゝある中で、權力と金力が總てのものを支配する今日の男性社會の――嚴密に言へば今日の中產階級卽ち資本階級の男子社會の縮圖である議會が又始まりました。さうして此處で又彼等の社會に於て行はれつゝあるさま〴〵の醜惡が、臆面もなく曝露されることでせう。選良と言はれるあの數百の有髯男子等は如何なる動機で、如何なる目的であの議席を埋めるべく、そしてそこに長時間を浪費すべく集つて來るのでせう。彼等の中から出た多くの質問が一つとして政府の誠實な答辯を得たでせうか。提出せられる多くの議案は形の如く一々討議せられるとしても、討議は只討議であつて、如何に彼等が雄辯を振はうとも、そこにどれほどの眞理

があり、正義があらうとも討議が豫定の決議を動かした例が只の一度だつてあつたでせうか。畢竟議會とは芝居であつてたとへそこにどんな事が演じられやうと、或る少數者によつて定められた豫定の決定を多數決といふ形をとつて豫定の如く決定する手續以上のものではありません。どんな問題も一度び政黨の、又は政治家の手にかゝれば直に或る目的の手段に化して仕舞ひます。併しこんな事は今更言ふ丈野暮なことでせう。私共は如何程議會制度そのものが有つところの缺陷に氣付かうと、殊に今日の我が議會政治の弊害や、職業的政治家の不誠實を見せ付けられやうとそんな事に驚くものでも怒るものでも、又失望するものでもありません。何故なら私は最初からそれらのものに信頼をもつてゐませんから。

と言つて私は一派の人々のやうに今日直にこの日本に於て議會制度を否定し、所謂直接行動によつてこれに代るべき新制度を直に打建てやうとする人々に同意するものではありません。彼等の或者が考へる如く暴力によつて今日の資本專制を勞働專制に代へ得たところで、それで人類の不幸が取除かれやうとは私は信じられません。或は不幸や禍の形が少し許り變化する位なことはあるかも知れませんが。况んや男子專制たる點に於ては、彼等の心が愛ではなく憎惡に滿されてゐる丈、又彼等の思想が唯物的であり、利己的であり、爭鬪的であり、反道德的である丈、殊に我國の勞働階級の文化程度が極めて幼稚、低級で、總ての點に於てまだ腕力主義の時代を脱しないやうな狀態にある丈、一層甚しくないとどうして豫想する事が出來ませう。資本主義的經濟組織の上に立つ議會制度がそれ自身の發展の途上に於て遲かれ早かれ自滅の運命にある事を信ずる私は、寧しろ日本の今日に於ては議會制度を肯定し、それが改造に努力することによつて、至るべき處に到らしめるにしかずと考へるものであります。この意味に於て私は普通選擧と婦人參政權の一日も早く實施されんことを望んで止みません。この二つに總ての望みをかける事の間違つてゐるのは言ふまでもありませんが、それでもなほ爲し得る丈の事はする事が出來ます。

こゝで特に私が言ひたい事は、今日婦人參政權の價値をその實施上の直接の、そして具體的の効果の有無にのみ重きを置いて論ずる事の誤りであります。併し是等の事に就いては次號で細説したい考へですから、こゝには省くこととして、只最後に、私共の主義宣傳の機關として、未來の新社會建設

に備へるべき社會教育のための一つの機關として、社會の輿論を喚起するための機關として今日の議會を利用することの可否、その功力如何といふ一點だけ考へて見たいと思ひます。

そして私はこの點に於て私共の議會運動の意義及價値を相當に認めて居ります。若しこの議會を利用するといふ私の態度を不眞面目であるとか、議會の神聖を瀆するものであるとか非難する政治家が今日あるなら、私は彼等に今日の議會は果してそれほど眞面目であるか、それほど神聖であるかと反問すれば足ります。

（大正十年一月末日）

新春抄

うらうらと陽のさすなべに何かしらせねばならずと立ちあがりたり
羽根つきて遊ぶ子のあれうらうらと照れる春日にこもりをらめや
うらうら照る陽うれしみみんなみの硝子戸をみんなあけはなしたり
赤きあをききれ多くたれ初荷ひく馬は續きて通りてゆくも
はるかなる凩のうなりをききにけり霜柱凍る庭に對ひて

——水野京子——

道をしりゆく者

山澤榮子

悲しむべきか
自信もつ人
かれのふみしは未墾の道です
ひとびとが笑ひます
けれども幸か不幸か
かれは淋しくほゝゑんでをります

○

生きられます
絶望
それもしきることは出來ません
靜觀は
彼方をのぞましめます

寂寥の法悅
忍苦はめぐまれてゐました

○

この世の何を
畫家はします
幼なき時は知らずに描けました
今はその事は生命がけです

○

心からの祈願しつゝ描くのです
繪に心がこもる時
繪の存在が
一人の人間であり得ませう

故遠藤清子さんの一面

伊藤あさ

私が遠藤清子さんのお名前を始めて聞いたのは、たしか明治四十三年の春であつたかと思ひます。岩野泡鳴氏と二人で大久保に住んで居られて、世間では、靈肉どちらが勝つか勝負を決する爲に、共同生活をして居らるゝさうだと云ふやうな噂のあつた時でした。其頃主人が何かの用事で泡鳴氏を訪問した時、清子さんも其席へ出て、泡鳴氏と主人との對話を聞いて居らしたといふ事も、當時私は主人から聞きました。

其後泡鳴氏も清子さんも大阪に行かれ、また東京へ歸られて、巣鴨の元眞宗大學の附近に住んで居られた時、私は主人と一所に泡鳴氏をお尋ねしました。それが私の清子さんにお會ひした始めてでした。朝の十時頃でしたが、清子さんは、まだ朝の身仕舞ひもしないで、大きな丸髷が少し崩れかゝつて、髪もほつれ、白粉も剝げて居ました。今から考へると、常にきちんとした事の好きな清子さんが、あゝした姿で、私達をお迎へ下さつたのは、よく〳〵の事で、さうしてそこには來客を喜ばれる清子さんの性格も現はれて居た事が、察せられるやうな氣がします。

それから私達は大正三年の二月に巣鴨に引越しました。私方と岩野さんの宅とは、つひ一丁ばかり隔だつて居るだけなので、兩方からよく往復しました。清子さんは大變植木が好きで、お庭など實に見事に造つてありました。少しの土地でも利用して、樣々な木や草が植ゑられて居ました。私はコスモスやトマトの種を清子さんから貰つて、自分の家の裏庭に植ゑた事もあります。時には取り立ての隱元豆を女中に持たせてよこして下さる事もありました。けれども其頃の清子さんの私に對する態度は、何となく、冷たい、さうして一段も二段も、私と云ふものを自分の目下に見て居らるゝかのやうに感ぜられて、何とはなしに打ちとけられないもどかしさを、私はいつも感じて居ました。

其年の七月、清子さんの發起で、佛蘭西語の會が開かるゝ事になり、初歩から始めるのだから、私にも仲間に這入らないかとの事で、私も入會する氣になりました。其時平塚さんも會員の一人で、私が平塚さんに直接お逢ひしたのは、此時が始めてゞありました。清子さんはいゝ年をして居て、何の素養もない私が、若い人達と共に佛蘭西語の初歩から稽古を始めると云ふ勇氣を大變にほめて下さいました。けれども他の方はみんな英語がお達者なので、到底私は一所について行けさうもないので、二三回で止めて仕舞ひました。かうした事が因縁となつて、私はます〳〵清子さんと親しむやうになりました。或日清子さんは、『田中王堂氏が伊藤さんの奥さん

は、中々話のよく解る人だと云つて居られましたよと、こんな事を云つて居られましたが、私の氣のせいか、『それから後は、一層清子さんが私に對して親しみを持たれ、かの目下に見て居らるゝやうな感じが、いつとはなしになくなつたやうに思はれました。

大正四年の夏、私が郷里山口縣へ歸つて居る時、清子さんと泡鳴氏との別居問題が新聞に出て居たので、私は歸京後直に清子さんをお尋ねしました。其時はもう泡鳴さんがかの二十五圓を月々仕送るといふ約束を履行されないと云ふので、同居の訴訟を起す積りだと云つて居られた時でした。

併し清子さんは泡鳴氏に對して、強い未練と執着とを持つて居らるゝ事を、私は見のがす事が出來ませんでした。私から見ると、清子さんは一時の腹立ちで泡鳴氏との別居を實行されたのと、もう一つは、清子さんの性質として、平素自分が主張してゐた主義とでも云ふやうな事にこだはつて、『私は平素から云つてる通り、愛が無くなれば別居するのが當然だから、それを實行したのだ』と云つたやうな、自分の主張とか、また自負とか云ふやうなものに、囚はれてゐられる傾向があるやうに、私には感ぜられてゐました。



向つて右より清子氏　あさ子氏　民夫さん（大正八年の撮影）

いつであつたか、私が清子さんをお尋ねして見ると、玄關に薄ぎたない法衣を着た山伏のやうな男が來てゐて、何かしきりに話してゐました。その山伏は清子さんの門の前を通りかゝると、直覺的に此家には今不幸な事があるから、それを除去する爲に、祈禱をして上げたいと思つて、這入つて來たと云ふので、今眞言秘密の一つである『引き身の法』を行へば、相手の女を男から追ひ拂ふ事が出來る、何もお禮は入らないから、それを行なつて上げようと云ふのでありました。それを聞かれた清子さんのお父さんは、『とても駄目だらうとは思ふが、娘がかうして一人苦しんでゐるのを見ると、實に堪へられないから、あんたがそんなに親切に云つてくれられるなら、一つお願ひしませう』と云はれました。清子さん

は疊に片手をついてそれを聞きつゝ、はふりおつる涙をハンカチでおさへてゐられました。私もそれを見てゐて思はず貰ひ泣きをしました。さうして私はそれまでの清子さんに見た事の無い美しいものを、其時の清子さんから見出したやうな氣がしました。それから其山伏は、清子さんのあの八疊の座敷へ上り込んで、護摩を焚くとか何とか云つて、半紙でぬさのやうなものを切つたりなんかしてゐました。私は中途でお暇したので、其後の事は知りませんでした。こんな事にまで迷はれる清子さんは、如何に泡鳴さんに對して強い愛着を持つてゐられたかを察する事が出來ると同時に、今から思ふて見ると、同じ年に二人が死なれると云ふ事も、何やら意味ありげな感じさへ、私には起るのであります。

新らしき女として、婦人の先覺者として、まだ二十を越したばかりで、政治運動にも携はるやうな人だけあつて、清子さんの半面には、極めて情熱的なものがありましたが、それと同時に、一方には又極めて形式的な東洋流な婦人の面影があつたやうに思はれます。自分の弱さを人に見せまいとして非常に努力して居られたやうな感じもしました。それが又清子さんの悲劇を生み出す元となつてゐたのでは無いかと云ふ事も、私は考へます。

或時清子さんはこんな話しをされました。『泡鳴が一度宅へ歸つて來ました、其時私は髮を結つてゐました、泡鳴は私の後に立つて、それを見てゐましたが、『宅へ歸らうかなあ』と云つて私の手を確く握りしめました』とおつしやつたので私は『あなたは其時何とお返事をなさいました』と聞きましたら、『私は何も云ひませんでした』と云はれたので、私は『そしい事をなさいましたね』と云ひました。私は清子さんが、其時泡鳴さんに答へて、『そんなら今日から房枝さんと別れて宅へ歸つて下さい』とおつしやつたら、泡鳴さんは喜んで歸られたであらうに、こゝでも清子さんの負け嫌ひが失敗を招いたのだと、私は思はずにゐられませんでした。

清子さんは本當に困つた人を見ると、自分の衣服を脱いでゝもやる程の、愛と熱情とを持つてゐた人である事も、私は察してゐました。さうして聰明な頭の持主であつたけれどもともすると人のおだてに乘るやうな事もあるやうな感じのする人でありましたが、さうした事は清子さんが、却つて愛らしく無邪氣に見えて、私には嬉しく思はれました。けれども負け嫌ひといふ硬い皮がある爲に、ともすれば人から冷い女だとか生意氣な女だとか、云はれてゐられたのが、私は殘念でなりませんでした。

處が、私が四年間京都にゐて、大正八年の十二月に東京へ歸つて、再び逢つて見ると、清子さんは非常に變つてゐられました。元から訪問者を喜ぶ性質の人ではあつたけれど、その時はまた一層人懐こい柔らかさが見えて、さうして話の中

にも『自分のやうなつまらぬ人間とか、徳の足りないもの』とか云ふやうな言葉がしきりと出るので、私は本當に變られたと云ふ感じがしました。

淸子さんは泡鳴氏と別れてからは、非常に經濟に困られたらしい。いつであつたか、『婦人公論』か何かに、私にあてゝ書かれたものなど見た時は、あの負けぎらひの淸子さんが、こんな生活の困難をまで發表して、原稿料を取らなければならぬ迄に、窮迫してゐられるのかと思つて、そゞろ涙を催ふした事もありました。併し晩年の淸子さんが、あゝした軟かい感じを人に與へらるゝやうになつたのも、一つは貧乏に苦しまれたお陰であつたかとも思はれます。

昨年十月、新婦人協會の女教員招待會の歸りに、『お腹が痛むから』と云つて、轉ぶやうに私の家へ入らして、二階へも上らず、一夜を入口の六疊で過されました。其夜も辰之助さんが佛蘭西へ行かれた後の、自分の困難を豫想しての話しやら、不遇な父君の話しやらを、涙ながらにして語られました。それが私との永久の別れになりました。

十二月二十一日、辰之助さんから、淸子の遺骨を持つて歸京したと云ふ電報が來て、私は直に巢鴨のお宅へ行きました。白布に包まれた小さなお骨入れを見ても、私はどうしても淸子さんが死なれたとは思はれない、今にも例の伏目勝ちに、どこからかにこ〳〵しながら、出て來られさうな氣がして、仕方がありませんでした。そこへ遺子の民夫さんが、『叔母さん』と云つて出て來られた。私は民夫さんを見ると、急に悲しくなつて、もう涙で何も見ゐなくなりました。私は兩親に死なれた民夫さんの事で、五六日どれだけ頭を惱ましたか知れません。それも幸ひにあの淸子さんの親しかつた荒木郁子さんがお引き受け下さる事になつて、ほんとうに肩の荷が下りたやうな氣がしました。淸子さんも二人の子供の事を思ふと死に切れない思ひがしたでせう。けれども小さいあい子さんは、お祖母さんの手によつて育てられ、民夫さんは聰明な郁子さんの手によつて立派な男になられるだらうと、思ふと淸子さんも今は安らかな氣持ちで、どこかでほゝ笑んでゐらるゝであらうと云ふやうな氣がします。

淸子さんは政治法律などの問題に對して深い興味を持つてゐられたので、法律の雜誌などにも、時々執筆してゐられたやうでした。かの今井歌子女史と二人で、治安警察法第五條撤廢の問題で、大に力を盡された事は、世の人も知つてゐる處であります。尙泡鳴氏と一所にゐらるゝ頃には、氏の代理で飜譯もしてゐられたやうでした。創作も大分發表されました。まだ發表されない創作もあると云ふ事です。出版されたものでは、『愛の爭鬪』があります。これは中々面白い日記體のものであります。

淸子さんのほんの一面を現はす事しか出來ませんで誠にお恥しい事です。

新年號を讀みて

□壓迫された女教員から

廣島　篠木　のぶ

一月號が出ました。小さい反感の表れは御座いましたが、大きい壓迫はありません正しい道に强くありたいと願つて居ります大きい戰ひのやがて起るであらふ事を豫想してゐる今は大變緊張して居ります。

此度の事件で協會は大打擊を受け、延いて女性の發展の上に災を及ぼすであらふなど一部の論者は心配して下さいましたし、私共も萬一にもそんな結果になりはしないかと案じましたが、結果は〔全〕反對でした。一部の贊成者の中には、此度の事件におじけ附いて逃げ出した人もありましたが、そんな方は私共には無くてもがなの人なのです、望んでゐるのは眞に生きやうとする勇敢な人です、眞に女性を愛し得る熱のある人です。

私は此度の事件によつて多くの强い味方を得た事を何より嬉しく思ひます。私の知らない處に、私共の戰ひを正しい觀方でみつめてくれる人を見出して、どんなに、[illegible]嬉しく思ひましたでせう。

□壓迫された女教員から

廣島　阪口　光子

新年號！　どの位樂みにして居たかわかりません。十二月下旬私は實は十里ばかりある鄕里の田舍に歸つて居ました。一家內全體の風邪に一方ならぬ多忙を極め、只今やつと兩山に歸りました。見れば新年號、貴女よりの御手紙、篠木氏よりの手紙、靴のまゝ玄關で讀みました。七里の步行に疲れきつて居た足も何時しか元氣づきました。

どんなに表はしませう言葉がございません。只歡喜の淚に咽びました。市川樣貴女の赤心の御勵しの言葉に私の心臟は强く鼓動の打つを覺えました。況や全國の理解ある方々の御意見、尙女敎師諸氏の私共の心中に立入つて下さる方の斯くまで多くあるにおいておや。

私はどこまでも行く可き道を考へてゐます。世の識者にはわかるでせう。いやわからなくてもかまひません。最後どうしてもと云ふ時は自由の身になればよいのです。然し今敢へて退職はしません。する必要がないと思ひます。敎育者としての態度に反するのでないのですから、やる可き事だけは平氣でやりとほします。新年號に對しては今まで以上の壓迫の、然も强烈に來る事は覺悟してゐます。如何なる事があらうとも、進む可き道に進みます。凡べて或仕事をしやうと思へば、事の重大なる程大なる迫害のあるのは當然です。然しそうして甚かれたものこそ、眞に尊く眞に確固たるものとなるでせう。私共少數のものは地方の注意の的になつてゐる事は承知してゐます。只々人の云ふ口先をのみ眞實として危險視したり、異樣な目で見たり、彼は失敗せり等と罵る人こそ私にはその人の心が笑つてやりたい位です。

私は冷靜に而かも强く深く眞人間のとる可き態度をとりたいと思ひます。例令暫くの間衆人の笑罵の的となつてもそれが何でせう、最後まで自分の意志は曲げる事は出來ません、どこまでも奮鬪します御安心下さい。

終りには東京にも出たいと思つて居ますが、今直ぐは上京しません。今とんで出てしまつては今までの事が何が何やら人の誤解を益々厚らするのみですから、然し私達の生きる天地は一小區域に限られて居ませんから、事によれば何處までも續く限りは突進します。眞に自己の修養が出來、眞に生きる天地に活動し度いのですが、目下は私の意志が許しません。もつと〳〵私達の立場を明にし、女敎員及女性の自覺を促し少くも只今の問題の解決だけは充分つけて置かなければなりませんから。

適當と認むる人に新年號を送りました、御意見を伺ふ考です。市內の校長樣方にも一部づゝ送りました。

雜誌に羽がはえてとぶさうですよ、事がこうなればみんなが讀みたいと見えますね。

平塚樣其他御盡力下さつた皆樣によろしくおつたへ下さいまし。殊に新年號に御投稿下さつた方々に感謝してゐます。私はどんなにか此方々のあるを力强く奮闘出來るかわかりません。

□前女師主事より

大分　平松　折次

▽市川さん、私は客冬愈々退職しました。愛知縣に十五年ばかり御厄介になりました奉職中は格別あなたには御懇情ゝ頂いて玆に御禮を申上げます。

▽市川さん、あなたも昔は敎員の飯を食べた經驗がある筈ですが、どうも仲々六ケ敷仕事ですね。舊式な連中が、かぢりつき主義に、一年でも、一月でも、一日でも、其の職に糊付けにくつ付いて居て、進步とか改造とかは思ひもよらぬ事です。元來後進と先進とはずん〳〵代謝することが肝要です。特に此の職には夫れが肝要です。私は思切つて後進の爲めに道を啓いたのです。私はまだどうしても老人とは自分に考へられませんから、退職はしたが、今後は製糸業を經營します。女子師範の主事から製糸業とはちと調和せぬやうだが、之までは頭の中の教育であつたのを、今度はその頭を保護することにしたといへば十分理窟はつくやうです。何れにもせよ人間の一番最上に頂くものをつくるといへば私の生涯から見ても向上の過程といつてもよいでせう……呵々。

▽市川さん、女性同盟の新年號をありがたう。大層面白く讀みました。忙しい中に。新年號はお目出度いことばかり書き並べるが月次であるのに、之は又新式に、女敎員壓迫號喧嘩號不徹底な官吏イヂメ號ですね。夫れにしても大正の聖代に隨分分らず屋がまだ日本中にはありますね。困つたものですね。併しこんな連中のある間が、あなた方の活動期です。蒙を啓いて、時代の傾向を敎導するために、頭の銳いあなた方を要するのです。筆のたしかな、且つ二三十年さきを洞察する貴姉方が世の中に貴いのであります。分らず屋の連中も、後の說明は中々上手ですね。辯解、辯明、釋明、遁辭になると、普通の字引にはないやうな適切な詞で述べ立て、結局朦朧とした、曖昧な、驪筆法で、その場〳〵を切り拔けることを專門とする職業もあるやうですね。こんな連中は、良心に省みて自ら平氣なんでせうか。今の世に孔子樣やお釋迦樣を地下から引つ張り出して裁判して貰つたら、入場劵は賣れるでせうね。

△私は女敎員のためには前半生を傾注して味方しました。天下の女敎員のため、あらゆる場合に味方をしました。將來も此の信念を主張する積りである。その爲めに稍々ヒイキの引倒しの恐れもあるが、併し之まで餘り壓迫されて居た女敎員諸姉否廣く婦人に取つてまだ〳〵味方しても、味方の過剩にはならぬと信じて居ります。

▽憲法に保障されて居ることまで、敎員なるが故に、特に女敎員なるが故に、壓迫するなどは以ての外です。何かの考へ違ひでせう。一體日本人は今日も尙一般婦人に對する考へが成立して居ない。人類の半數を占め、貴重なる使命を天與されて居る婦人を敬することを知らずして、徒らに「女の癖に」といふ錆びたる鐵鎚で打たんとする連中には、もつと〳〵大きな鐘をつく必要がある。ドシ〳〵と亂打するがよい。何れ此の話は有邪無邪になりませう。併し飽まで明瞭にされたい。日本の女敎員のために天下の女子のために、人類の片割れたる婦人のために。

▽私は今は寸暇もありません。勝手が違つたために特に忙しうございます。併し敎育のため、女子のためにはどんな御用も致します。どうか新婦人協會が都合よく發達して、天下に重きをなすやうなられんことを祈ります。而して天下の泉都たる別府溫泉で、「婦人文化運動の大講演會を開きませう。昨年夏期溫泉大學を開いて成功しました。今年か來年の夏あたり婦人文化運動の大々的講演會を開きませう。私が全力を盡して犬馬の勞を取ります。

□女教員より

秋田 辻かつ子

時代の趨勢は長い間沈默させられ虐げられて居た我々女性を奮起せしめずには置きません。而しながら多數の女性は誰も誰も心には不平不滿を抱きながら、自ら進んで先覺者となつて活動しやうとするに到つては誠に意久地なしです。徒らに深屋に眉をひそめてゐるのみです。

この時にあたり御協會が率先して、我々日本婦人の爲將又社會の爲人類の爲發奮憤起して結社して下さいました事は、個人として全婦人として喜悦と感謝とに堪へません。今後私も會員の一人として加へて頂きまして及ばずながら盡力致したい考へでございます。

此の度の廣島事件私は非常な興味をもつて觀察致してゐました。原因は全く廣島縣當局の新婦人協會の主旨を不徹底に會得してゐる結果から來たものと信じます。私は此の事件を惹起した同縣當局の御協會及び我々女教員を無理解せるを遺憾なく暴露したもので、全國無理解者の參考となつて大變面白いと思ひました。それが爲我々女教員仲間も大いに緊張し、御協會は益々基礎を固め團結し主旨を徹底せしむる事の出來る事を喜びます。

□男教員より

徳島 觀靜子

國勢調査の結果が示す帝國全版圖の總人口七千七百萬人中の三千八百八萬人餘は女子であります。

十九世紀から二十世紀初頭への日本文明は、あまりに此の國民の半面をネグレクトしたることとの甚だしかつたことよ。私は個人意識の目覺めると云ふ、基礎の上に起る、團體意識の盛な今日、何故婦人が此のネグレクションに反抗して一つ運動を起さぬかと、心ひそかに憤慨して居りました一人です。果たせる哉、貴女達同人による新婦人協會の初聲を聞きまして衷心から喜びました。協會の叫は奇態でも痛快でもありません、寧ろ當然な事を當然の方法で起されたに過ぎません。旗鼓堂々と主張の戰線に進まれよ。

斯く云ふ私は女學校の男教師なのです。而も型に入つたと非難せられ、人間味の缺けたと時々云はれる師範生活を通つた人間です。

然し協會の方々よ。僕は現代の多くの人の低級なる文化生活に滿足して、その活動の消極的であり、活動の目的の近視眼的なのに、不滿足なのです。殊に現今の女學校の教育と來ては、沈滯……不徹底……などの評は云ふべくあまりに勿體ない、寧ろ亂暴です。教師には人間らしい者が少ないのです。若い青年の男女教師は愛想がついて局外に超然としたくなるのです。實に今の狀況は「緣なき衆生」と同樣です。一人二人の力では濟ふ可くあまりに 力が弱いのです。

僕は△△中學で教師をして居りましたが女子教育のあまりに不振なのをみて、一つ微力乍らつくしたいと思ひ、同僚の止むるを聞かずして女學校の教師になりました。從來の情一點張りで男子を摑めて、自分の存在を絕けた女……涙で男子の前に自分をなげだして救ひを乞ふた婦人から、一轉して理智の鋭い力によつて男子を了解し了解せられ、批判して人間全體の生活を全く充實せしめる婦人にまで育てたいと希望しました。

現實の生活の底を流るゝ思想生活の理解も出來る青年男子や、現代文化を享樂する智識階級の男子の好伴侶として、哲學書の一頁を讀み得る少女を社會に出し、正しく與へられたる婦人の使命を自覺して、神の攝理のまゝを享樂する女子を、搖籃の中に求めて見ました。

新婦人協會諸氏、頑冥固陋の理解なき官僚輩による壓迫は、獨り貴協會に於ける廣島縣當局のみではありませんよ。婦人問題……解放—も何も理解なき、小役人式の官吏乃至、血の枯れて心臟の硬化しかけた老人達や、明治初年の訓到時代の教育者やら

理學入門程度で固めた、所謂「女學校式」のオールドミスと來てはとても御話にも何もなりませんよ。

壓迫も壓迫、實に言語同斷です。そして彼等に對する辯解や申開きは犬猫に語ると同樣で、世界が違ふて通じませんよ。

然し近い中に自由な、人間として立ちますから、大に協會と共に婦人の爲め微力を致したいと考へて居ます。

取敢ず本日地方新聞に、新婦人協會の綱領及び「女性同盟」が如何なる人々によりて如何なる使命を有するかを紹介しておきました。

自重せられよ、同人諸氏、日本婦人の將來の活動の秘鍵を握らる人々よ、自愛せられよ、幾千年の將來までも婦人を桎梏より解縛するの先鋒たる協會諸氏、諸氏の事業に共鳴し、應援する人々は、教育界殊に若い人々の中にも、決して少なくありません。意を強くして戰はれよ進まれよ。

□女教員より

和歌山　大島　てる

昨今は婦人問題がやかましく論ぜられるやうになつたあらゆる雜誌新聞はこれ等に關する事項を喋々と記載してゐるが、實際に於て何等の着手をも見ない。しかるに新婦人協會が強固な意志の下に卒先されつゝある事は、吾等女教員大會に出席した者の等しく共鳴し感動した所である。地方に歸つたあかつきには必ず相提携して貢獻せんと心に誓つたのである。處が今度はからずも廣島縣下に於て當局の不理解より一問題を惹起した。私は何よりも彼の壓迫を加へられし女教員諸氏の態度及び支部の運命について興味を持つてゐた。而して新年號を今やおそしと待つてゐるうちにとう〳〵到着の日が來た。それによつて詳細知る事を得た。

事實は豫想以外大げさであつた。女教員諸氏の態度については大いに共鳴する處があつた。

退職を强ふる事を以て當局者は唯一の鍵の如く考へてゐるが、そんな事で自由意志まで犧牲にされなかつた事をうれしく思つてゐる。同時に名士諸氏ならびに全國女教員の等しく共鳴せられてゐる事を甚だ心強く感じたのである。

學校以外より一歩も手足を出すな主義に出でながら、婦人會處女會を向上させよとあせつても駄目である。恰も杜に縛りつけた犬に「走れ。走れ」とけしかけるのと等しいのである。

地方に於て婦人問題云々は主に男子の叫ぶところであつて婦人は傍觀の位置にあるのである。

婦人問題は婦人自ら解決につとめねばならぬ。地方に於ける先驅者は先づ女教員より外になからうと思ふのである。

何も正しき道をふみながら退職を强ひられる理はないが、さりとて自己の意志まで犧牲にして教職に執着する必要はない。社會に貢獻する道はいくらもある事である。

次にうれしく感じたのは該事件に關しての本部の態度である。あくまで理解を得しめる事に苦心をし、極力支部の現狀維持に奔走せられたことである。

失敗は成功の基、破れて地がかたまる。萬難を犯して突進すれば必ず前途の光明をみとめる事が出來るであらう。

●●●●●●●●●●女教員の方に申上ます

本會の會員として發表する事が御迷惑になるやうでしたら、本部だけ承知の事にして置きますから、御贊成の方はぞく〳〵御加入を願ひます。

何卒本誌を學校に御送りしては御迷惑でしたら、御宅の方へ御送りしますから、どし〳〵御購讀下さいますやう願ひます。

若し禁ずるやうな當局があつたら、どうして禁ぜねばならぬか知つてはならぬものか試みに加入なり購讀なりしてみて下さいませ。

廣島縣當局の女教員壓迫事件の其後

市川房枝

□各地方への影響

最初廣島縣當局が女教員に對して壓迫を加へたと知つた時、私共は直に『これは一縣下の問題ではなく、必ずや他地方にも累を及ぼすだらう』と考へました。

縣當局の態度が漸次無謀になり、新聞紙で熾に論議さるゝにいたつて、遂に全國の問題となりました。各府縣の女教員には少なからぬ刺激を與へたやうですが、當局者で可成神經をなやましたものも少くなかつたやうです。

報告のない所は判明しませんが、福島縣では郡視學の夫人である女教員が、請願に斡旋してゐられた所、刑事とかゞ來て請願書のあるだけを取上げて行つて了つたと云ふ事です。豐橋市でも同じく刑事が雜誌購讀者の所へ行つて請願の有無を問ひ『女教員でも請願する權利はあります』と云つたのに對して『生意氣な事云ふな』と取上げたと知らせて來ました。名古屋には女教員で會員が少なからずありますが、その人達の自宅へ刑事が一度ならず二度迄も訪問し、身元調べなどをしたさうで、その爲め三名の退會者を出しました。大阪でも同じく問題になつたやうですが、同市の教育課長は『職務に妨げを生じない以上差支ないと語つた』と大阪新報紙上にありました。岡山では『刑事が書籍店へ何部來て何部賣れるか、什麼人が買つて行くか等調査してゐる』と大阪朝日の岡山特信は報じて居りました。

何のための壓迫か、調査か、笑止の至りですが、こんなのも事實あつたらしいのです。而しこの爲めにそれ等の地方で直接協會の受けた損害は、名古屋で三名の會員をなくした位のもので、むしろ女性同盟のいゝ廣告になりました。

□新年號の發刊

新年號は御覧下すつたやうに、全頁をあげて此の事件のために費しました。唯時間と人手の足りなかつた爲め、内容に於ても又體裁に於ても滿足なものとする事が出來なかつたのは遺憾の極みでありましたが、而しあれだけでも識者及女教員自身が、如何に觀察してゐるかを知る事は出來たゞらうと思ひます。

□新年號の寄贈

廣島縣當局及關係地方當局に對する説明は、總て新年號を以てしやうと云ふ事にしてゐましたので、雜誌が出來るや否や、創刊號と合せて四册宛縣當局者及各郡當局者に發送しました。全國の學事關係者及廣島縣下各小學校女教員には、少

し遅れましたが、前者には四册、後者には一册宛寄贈しました。

全國の男女師範學校長には此の問題についての問合せのはがきと同時に四册宛寄贈しました。

これ等の寄贈の中尾道市長からは、どうした事か「不用返戻」として返して來ました。

□新年號の反響

新年號の反響がどんなであつたかは、まだ方々からの報告に接して居りませんから、廣島縣下だけを大體申上げます。廣島縣へは大寶揃店から行く以外直接に、女性同盟を多數送りました。返本が來なければ賣數は分りませんが、三原でも福山でも飛ぶ樣に賣れるといつて來ました。

福山では阪口氏から同地の山陽、中國兩新聞支局に雜誌を送られた事から、再び新聞紙上の大問題となりました。

山陽新報では一月十四日から十回連續で『壓迫すべきか、推奬すべきか、婦人革新運動』と題し、協會の綱領、宣言、規約から請願條文、さては事件の經過から雜誌にある識者の批判迄紹介し、最後に批判が加へてありました。その結論はこうなつて居ります。

「少々奇抜な其進與ありとも、新らしい今日の時代には固より新らしい女も必要であるから、當局の古い頭でもつて婦人運動者を馬鹿に新らしいやうに思ひ、狼狽して壓迫を加へる如きは感心出來ず、さりとて推奬も不必要、新智識の婦人が團體運動したり各地に呼應したりして居るうち、不知不識一段の進歩向上を見る譯である。外界と接觸の機會に乏しい婦人女敎員に、新婦人協會やうのものに入會させて、相觝觸せしむるも婦人向上の一方法である。沈滞せる水は腐る現狀維持を強ふるは國家將來を思はぬ無謀の策である。」

中國新聞では一月十六日福山市當局の意見をとつて掲載しました。

□福山市會の問題

この事から廣島縣――特に福山市では大問題となり、遂に一月十七日の市會の問題となりました。

一月十八日の山陽新報は福山初市會として次の樣な記事をのせて居ります。

河合仁一郎氏　最近新聞紙に依ると福山南小學校の訓導坂口みつが婦人革新運動に參與せる模樣なるが、蓋し敎育界の問題にして市當局はこれに對し如何なる態度を拂へるや（と本紙記事の切り抜きを取つて立つ）

阿武市長　只今の質問に對しては縣當局より注意あり又市當局としても深甚なる注意を拂ひつゝあるが未だ何等の手段は講ぜず只注意のみは拂へり（と巧に逃ぐ）

福山市長はこゝではこう述べて居りますが、一月十六日の中國新聞には左の樣にのつて居ります。

府縣	選擧法改正	治警五條修正	花柳病者結婚制限並に離婚要求
東京府	六八三	七四三	六八四
兵庫縣	四六八	五〇五	五〇五
愛知縣	二〇三	二四二	二一九
京都府	一一三	一〇四	一一七
大阪府	一一二	九五	一一八
神奈川縣	四八	七四	五五
廣島縣	五一	六四	五八
山形縣	四四	四五	五〇
香川縣	三六	四五	四二
福島縣	三二	四四	四四
新潟縣	三九	三七	四一
岡山縣	三九	三五	四一
福岡縣	三九	四〇	三五
和歌山縣	三六	三七	三五
奈良縣	三三	三三	三一
宮城縣	三二	三一	一八
山梨縣	二七	二〇	二二
青森縣	二〇	一五	三〇
愛媛縣	二一	一一	三二
三重縣	二一	一五	二五
千葉縣	二二	二〇	一七
徳島縣	一六	一〇	二五
北海道	一八	一五	一四
岐阜縣	二一	八	一七
島根縣	一五	一三	一七
高知縣	一五	一二	一四
栃木縣	一七	一三	六
岩手縣	一五	六	一五
群馬縣	一〇	一〇	一〇
宮崎縣	一〇	一〇	一〇
滋賀縣	一〇	一〇	一〇
長野縣	一三	八	八
長崎縣	八	一〇	一〇
鹿兒島縣	一〇	一〇	五
石川縣	七	七	九
熊本縣	八	八	八
福井縣	七	七	七
山口縣	七	六	七
埼玉縣	五	四	五
茨城縣	四	三	六
秋田縣	三	五	四
朝鮮	四	四	四
大分縣	三	三	四
佐賀縣	三	〇	四
富山縣	四	〇	〇
静岡縣	二	二	〇
鳥取縣	〇	〇	一
米國	一	一	一
合計	二、三五五	二、四四〇	二、四四〇

右の表の中東京が第一位にある事は當然でありますが、兵庫がこれにほとんど近い數にあるのは、神戸支部の特に幹事長石原氏の多大なる御盡力による結果であります。愛知、大阪（期限後に來た分が數に這入らなかつたのは遺憾です）の是について多いのは矢張同地の支部の少なからぬ努力によるものと見る事が出來ます。京都は會員桐原彌生氏の御盡力

三種の請願の調印者調査報告

市川房枝

今四十四議會に三種の請願書を提出する爲めに、客年秋から、會員の方々を初め讀者の方有志の方に調印の御斡旋を御願ひして居りましたが、御盡力の結果略ぼ豫定數だけ得る事が出來ました。

昨年は集つたものを、總數だけ調べてそのまゝ提出いたしましたが、本年は參考の爲め府縣別、職業別、男女別等を調査してみました。

尤も期日がおくれて來たのは全部除きましたし、集つたものゝ一部を破損して數に加へなかつたのがありますので、全部とは申されませんが、又調査も他の人に依頼しましたし、それも二三人でしましたので、全然正確とは保證出來ませんが、大體の事だけは御判りになるだらうと思ひます。

——集つた總數——

御返送下すつたのを貴衆兩院に、各種類に、分類いたしますと次の樣な數になりました。

衆議院議員選擧法改正の請願書

衆議院	二、三五五名
貴族院	二、一七四名

治安警察法第五條修正の請願書

衆議院	二、四四〇名
貴族院	二、二〇〇名

花柳病者の結婚制限並に離婚請求に關する請願書

衆議院	二、四四〇名
貴族院	一、九〇五名

右の表の中貴族院衆議院の數に差のあるのは、最初調印を求める際、同じものを二枚宛御願ひしたのが間違つて一通りしか來ないのがありましたので、それを衆議院に加へたからであります。

次に三種の間に數の差のあるのは、一方に賛成しても他は賛成出來ないといふのが最も主なる原因でありますが、尙間違ひから、一組の最初の頁一枚しか調印しなかつたのがあるのにもよります。選擧法が治警の方よりも多くなつたといふ現象は、たしかにこれが第一頁に綴られてあつた事から來て居るだらうと思ひます。

——調印者の府縣別——

調印者を衆議院へのにより府縣別にいたしますと次のやうつてになります。

府縣	選擧法改正	治警五條修正	花柳病者結婚制限並に離婚要求
東京府	六八三	七四三	六八四
兵庫縣	四六八	五〇五	五〇五
愛知縣	二〇三	二四二	二一九
京都府	一一三	一〇四	一一七
大阪府	一一二	九五	一一八
神奈川縣	四八	七四	五五
廣島縣	五一	六四	五八
山形縣	四四	四五	五〇
香川縣	三六	四五	四二
福島縣	三二	四四	四四
新潟縣	三九	三七	四一
岡山縣	三九	三五	四一
福岡縣	三九	四〇	三五
和歌山縣	三六	三七	三五
奈良縣	三三	三三	三一
宮城縣	三二	三一	一八
山梨縣	二七	二〇	二二
青森縣	二〇	一五	三〇
愛媛縣	二一	一一	三二
三重縣	二一	一五	二五
千葉縣	二二	二〇	一七
德島縣	一六	一〇	二五
北海道	一八	一五	一四
岐阜縣	二一	八	一七
島根縣	一五	一三	一七
高知縣	一五	一二	一四
栃木縣	一七	一三	六
岩手縣	一五	六	一五
群馬縣	一〇	一〇	一〇
宮崎縣	一〇	一〇	一〇
滋賀縣	一〇	一〇	一〇
長野縣	一三	八	八
長崎縣	八	一〇	一〇
鹿兒島縣	一〇	一〇	五
石川縣	七	七	九
熊本縣	八	八	八
福井縣	七	七	七
山口縣	七	六	七
埼玉縣	五	四	五
茨城縣	四	三	六
秋田縣	三	五	四
朝鮮	四	四	四
大分縣	三	三	四
佐賀縣	三	〇	四
富山縣	四	〇	〇
靜岡縣	二	二	〇
鳥取縣	〇	〇	一
米國	一	一	一
合計	二、三五五	二、四四〇	二、四四〇

右の表の中東京が第一位にある事は當然でありますが、兵庫がこれにほとんど近い數にあるのは、神戸支部の特に幹事長石原氏の多大なる御盡力による結果であります。愛知、大阪(期限後に來た分が數に這入らなかつたのは遺憾です)の是について多いのは矢張同地の支部の少なからぬ努力によるものと見る事が出來ます。京都は會員栁原彌生氏の御盡力

の結果でありました。廣島は調印された者が少なからずありましたが、例の一件で返送を受ける事が出來ませんでした。それでも右にかゝげただけはまゐりました。福島は梶村氏の御骨折を得ましたが、こゝも例の壓迫で少くなりました。

――職　業　別――

以上のを職業別にしますと次のやうになりました。

種別	選擧法改正	治警五條改正	花柳病者結婚制限並に離婚請求
敎員	六六七	七五四	七三五
家庭婦人	五五八	五七一	五六八
會社員	三五三	三五二	三六四
學生	一三五	一四〇	一三五
商業	一四〇	一三〇	一二七
無職	八九	七三	八九
官吏	七六	八六	八六
産婆看護婦	七三	七〇	七六
農業	五〇	五四	四六
宗敎家	三四	三二	三六
醫者	三二	三二	三四
藝術家	三〇	二八	二八
社會事業	二六	二六	二六
著述業	二四	二五	二〇
記者	二二	二四	二三
船員	二三	二一	二四
工業	二一	二〇	二一
辯護士	二	二	二
合計	二、三五五	二、四四〇	二、四四〇

右の表の中敎員が第一位を占めてゐる事は、本會會員及讀者の中に敎員が少くない事から來て居りますが廣島縣當局のあの件があつたについて特に此の結果を痛快に思ひます。若しあの件なかりせばもつと多數を得る事が出來たらうと思はれます。此の數の中には男敎員も多少交つて居りますが大部分は女敎員で、而も小學校女敎員が多いのです。

家庭婦人といふのは職業を持たない妻及娘を全部含めたもので、職を持たない男子は全部無職の内に入れました。

――男　女　の　別――

先の職業の中、其の職業によつて、男子のみのもの、女子のみのもの、男女兩方のもの等がありますが、今全體を通じて男女の別を比較してみますと、

	選擧法改正	治警五條修正	花柳病男子結婚制限並に離婚請求
男	九五七	一、一〇二	一、〇三五
女	一、三九八	一、三三八	一、四〇五
合計	二、三五五	二、四四〇	二、四四〇

右いづれにも婦人が多數を占めてゐる事は、私共の仕事として愉快な事に思はれます。花柳病の請願が男子側から可成な反對を受けながら、これだけの調印者を得てゐるのは、私共の主張に裏書された譯になります。

――附　　記――

こうして分類してみますと簡單な數字にも私共は少なからぬ興味をおぼへ、此の間から多少の新事實を發見いたしました。尤も此の集つた數は最善をつくしたのでもなく、其地方〳〵の、又斡旋して下すつた方々の特種な事情から來てゐる事が多いので、この數字から直に斷定する事は出來ませんが、それにしても多少の參考にはならうと思ひます。

請願の人數は若し私共にもつと多くの時間と金と人とがあつたならば、此の十倍は愚か百倍でも千倍でも得る事が出來ただらうと思ひます。

併し人數の多少といふ事は、請願委員會に對しての一種の示威にはなりますが、多數だから採擇されるといふものでもなく、直接の效果は努力だけに酬ひられません。

が私共は來議會も矢張續ける積りで居ります。さうして人數は此度よりも多數得たいと思つて居ります。といふのは私共は請願委員會に對して多少の示威の外、それによつて社會に對する輿論を起したい爲であります。も一歩進めて申上げれば、私共は調印して下さる事によつて個人〳〵がそれ等の問題に對する理解を深くし、覺醒を促す契機ともなりたいと希ふ爲めであります。

此主旨に於てどうぞ來年もよろしく御盡力の程願上げます。

此度の請願の結果は來月號で發表いたします。

□女敎員壓迫事件の批評

□大山夫郁氏……先づ第一に、この事實は、最近半年間に於てやつと芽ぐみかけた我國の婦人運動が、國家機關の一つとしての官廳に對して持つた最初の交渉として注意すべきものである。今後どういふ種類の婦人運動が起らうとも、苟くも婦人運動といふ名に値する程の性質を具へてゐるものである限りは、それは或點に於て我國の舊來の家族制度に對する反抗といふ一つの性質を持たない譯に行くものでない。さうするとそれはこの家族制度の肯定の上に立脚してゐる國家から何等かの猜疑心なしに眺められることの出來るものでないことはいふまでもないことである。

かういふ譯で將來に於ける我國の婦人運動は、丁度我國の勞働運動が屢々國家機關と衝突しない譯に行かないのと同じやうな運命に陷るであらうといふことは、見え透いてゐることのやうに思はれる廣島縣で起つた右の事件はたゞかうした衝突が偶然に同縣に於てその口火を切つたといふに過ぎないのである。今後婦人運動が隆盛になるにつれて、かういふことが各方面に於て續々起つて來る事だらうと思ふ。何しろ、今日に於て支配的地位を占めてゐる老政治家達が、所謂「我國の淳風美俗」だと考へて永久に維持しようと圖つてゐる家族制度にぶつかつて行かうといふのだもの、婦人運動の指導者達は、その位の覺悟は常に持合はしてゐなければならないのである、若しそれがいやだといふのなら、初めから婦人運動などはしないがいゝ。そしてそれを自分達より更に勇敢なる姉妹達ばかりに任しておくがいゝ。——といふことにならう。……

（女性日本人二月號より）

海外婦人界

シュライナー夫人の死

一月二十日の讀賣新聞は、その紐育特信に於て、オリーヴ・シュライナー夫人の死を報じた。

夫人は客年末十二月十三日、倫敦に於て逝つたといふのである。

此訃報は私共をして少なからず驚かせ悲しませた。

シュライナー夫人が我國に紹介されたのは、まだ數年來の事で、多くの人々にはそれ程深い印象を與へて居らない事だらうが夫人が婦人思想家としての世界的聲名は、かのエレンケイ女史に比し優るとも劣らない程である。

夫人のどの點が、どういふ思想が、その聲名をかち得たか。それ等については是非詳細を論じて見たいと思ふが、ここでは唯女史の小傳と其の著書を紹介することにとどめる。

オリーヴ・シュライナー夫人は、一八六二年に南亞弗利加の一寒村パストーランドの傳道館で呱々の聲をあげた。當時父は宣教師として英國傳道會社から此地へ送られてゐたのであつた。

南阿の一隅の野蠻人の中で生れて、さうして育つた夫人は、幼時から周圍の自然に對して生物に對して、又野蠻人の原始的生活に對して非常な興味を持ち、後年の女性研究に對しての好材料を收得した。

十九才の時「アフリカ農園の話（The Story of African Farm）」と題する小説を書き、それを持つて英國に渡り、ラルフ・アイアンといふ名で出版した。それは南阿の農園生活を背景として二人の若い男女の人格的發展を描いたもので、女史の精神上の自傳といはれてゐる。この小説はかのジョージ・メレデースをして激賞せしめたもので、洛陽の紙價を高からしめた。

この後間もなく夫人は、南阿王と云はれたセシル・ローズと相識り、戀を語る樣になつたが、遂にならず、一八九四年に若い和蘭人の農夫であるクロンライトと結婚した。

次いで一八九七年に「兵卒ピーター・ハルケット（Trooper Peter Halket）」と題する第二の小説を公にした。この小説の中では英國の南阿統治の暴虐を摘發し、先の戀人セシル・ローズを責任者として猛烈に攻擊してゐる。

其後夫人の名は久しく世間に聞えなかつたが一九一一年「婦人と勞働（Women and Labour）」と題する最後の著書が公にされた。

この著書こそ、婦人運動の聖書と稱せらるゝもので、出版後一ケ年に十一版を重ねるにいたつた。以てこの書が如何に一般男女に歡迎されたかを知る事が出來る。

この書は四六判三百頁の小册に過ぎないが、最初は一千頁以上の大册として出版さるべく準備が出來て居た。それがどうして此の小册となつたかについては一場の哀話がある。そのいきさつは此書の序文として二十三頁を費して述べられてゐるが、其大要はかうである。

夫人は若い時から「婦人と勞働に關する感想」と題して筆をとり初め、一八九九年夫人が三十七歳の時にやつとまとまり、訂正と序文を書く事のみが殘されてあつた。その本は必然に女性が携つてゐる事柄の大部分にふれたもので、最初の三章には人間以外の種々の生活に於ける性の進化を述べてあつた。次には野蠻や半野蠻の最も原始的な狀態にある婦人の狀態にふれ、それから進んで婦人問題として近代歐羅巴の社會で社會と婦人との關係に改訂を試むるやうに婦人を導く原因、かゝる改訂が向つてゐる方向、そして恐く將來現はれるかゝる改訂が生み出す結果等が記述されてあつた。

此時夫人はトランスベールのヨハンネスブルグに住んでゐたが病氣のため醫者のすゝめで低地の方に旅行に出掛けた。所が轉地してゐる間に、英國とトランスベールとの間に戰爭が勃發したので、急いで歸宅し

やうとしたが、其時は巳に戒嚴令がしかれてゐて歸る事が出來ないのみならず、コローに送られて知人との通信さへ許されなかつた。

それから八ケ月たつて英國軍がヨハネスブルグを占領した際、英國方に居つた夫人の友人が、夫人の家を見舞つた所貴重な品は掠奪され、机の抽出はこぢ開けられて中の物一切、貴重な原稿も室の中央で焼き棄てられてあるを見出した。そこで友人はこの旨を夫人の許に書き送つた。

然し夫人はまだ歸宅する事を許されず、銃聲や、負傷者の呻きの絶え間ない戰場の中央で監禁されて居た。夫人は此の恐ろしい周圍を忘れる爲めに、燒かれた原稿の記憶を辿つて書いて見やうと決心した。さうしてローソクをつける事も許されない室内で、晝間さへ堅く閉じた窓の隙間もる光線で書きなほしたのが此書である。

それで夫人は此書について「婦人の地位と關聯してゐる廣い全體の現象の概觀でないだけでなく、又婦人と勞働との關係の全問題の鳥瞰圖ですらない、原著では婦人の寄生の項は十二章の中の只一章を滿たしてゐたに過ぎなかつた。然るに此の書は主にその章からとつた」といつてゐる。

尙「いつかはあの原稿の全部をもう一度書く事が出來るかも知れない。けれども人生は時間に限りがある。殊に病を持つ身には其の實行も覺束ない。それで不完全ではあるが此の小さき書物を發表する」ともいつてゐる。

本書の邦譯はさきに婦人と寄生として神近市子氏の譯された者が三育社から出版されてゐるし、高野重三氏著婦人問題早わかり（警醒社發行？）の中後章に其の一節がのせられてゐる。

夫人の著書は以上の外

「夢」（童話）　"Dreams"

「夢の生活と現實の生活」

"Dream Life and Real Life"

「南阿に對する英國人の意見」"An English South African's View of Situation".

「性慾の節制」

"Sexual Abstinence" 等がある。

「夢」は若き愛と智の眼覺として山田わか氏が譯解され、日本社から發行されてゐる。

米國の婦人代議士　ロバートソン孃

米國に於ける婦人代議士としては、先にランキン女史があつたが、今はアリス・ロバートソン孃がオクラホム州から選出されて一人下院議員となつてゐる。

女史は六十年前まだ少女であつた頃、米國西部の荒野を帆布を張つた牛車に乘つて旅行したと云ふ面白いローマンスを持つてゐる。彼女の父は宣教師で早くから此の地方でアメリカインデイアンの傳道に從事して居た。從つて女史も共にあつて土人の爲めに少なからず盡くした。同州は今は土人の手から總て白人の手に移つてしまつたが女史は土人の婦人、小兒、農夫等の幸福の爲めに努力しやうといつてゐる。

女史は飲食業を營んで居るが、其の營業振りが非常に變つてゐるといふので廣く賞讃を博してゐる。

それについて面白い事は、最近下院に於て男子議員の或人々が、ロバートソン女史に對して、

「政治的に御成功なすつたのは貴女の女子としての職分を廢するを意味しないと思ふから、何らか鄕里でなすつてゐるやうに、首府ワシントンにも飲食店を開いて上下兩院議員に飲食を供給しては下さるまいか」と勸告しやうとしてゐるといふ事である。

ミス、ロバートソンの事は去る十一月の總選擧に於ける婦人の勝利の一つだが、オレゴン州のヨンカラ市に於て婦人が市長に選ばれたさうである。尙同じ時他の一都市に於ても婦人の市長が選ばれた。彼女は當選する迄自分が候補者である事さへも氣付かなかつたといふ事である。（ふ）

比較婚姻法論（續）

法學博士　穗積重遠先生講述

斯くして宗教婚主義は「フランス」革命によつて打ち破られ、必ずしも教會の儀式をしなくとも婚姻は成立すると云ふことになつたのであるが、併し教會の儀式をしなくとも宜しいと云ふのは、何等形式を踏まなくても宜いと云ふのではない。「フランス」革命論者も教會の儀式は要らないとは言つたが、民事契約としての形式は要ると云ふことに矢張り歸着したのであります。元來ならば民事契約は形式は要らない筈である。我々が物を賣つたり買つたりするのは民事契約であるが格別形式は要らない。併し婚姻は民事契約ではあるが賣買等とは違つて特に重要な事柄であると云ふ所から、又前に申すやうに婚姻であるかどうか、而して其婚姻は要件に適つたものであるかどうかと云ふことを明かにする必要がある故、婚姻は民事契約ではあるが形式が要ると云ふことになつた。法律語で之を要式契約と言ふのであつて、法律で一定の手續きを定め、婚姻をするには其手續きを經なければならぬ、實際夫婦として共同生活をして居つても、其手續きがなければ法律上婚姻と認めない、斯う云ふ事になるのであります。これが所謂法律婚主義であります。即ち今まで宗教上の手續がなければ婚姻と認めなかつた宗教婚主義は破れましたけれども、今度は法律上の手續がなければ婚姻と認めないといふことになつたのであつて、今日の諸國の法律は大低原則として此主義を採つて居り、我國も後に申上ろ通り絶對的の法律婚主義であります

（七）婚姻の法律的定義

以上申上げた所を綜合すると婚姻の法律的定義が出來上ります。尤も定義を拵へるのは甚だ六ケしい事でありまして、これで完全だと云ふ樣な定義は中々出來るものでありませんので、勿論議論の餘地がありますが、而し

てこれは婚姻を法律方面から見た定義に過ぎぬと云ふことは特に御承知を願ひますが、兎も角私は「婚姻とは終生の共同生活を目的とする一男一女の法律的結合關係を云ひ、且又此結合關係を創設する當事者の意思表示を云ふ」と云ふ定義を下して居るのであります。結婚をする時には終生のものとして結婚せねばならぬのであつて、後にどうなるかと云ふ事は別問題であります。即ち必ずしも結果に於て終生でなくとも、始め結婚する際に一男一女が終生結合の考へで、法律の定めた要件を備へ法律が要求する手續を踏めば、それが法律の所謂婚姻であると云ふことになるのであります。而して法律の婚姻と云ふ言葉は二つの意味に用ひられるのであります。即ち既に出來上つた男女の共同生活關係をも婚姻と云ひ、又其結合關係を成立せしめる當事者の意思表示をも婚姻と云ふ。意思表示と云ふのは法律の言葉でありますが、例へば賣買契約が成立つには賣手買手の賣らう買はうと云ふ意思がなければならぬ、而して其意思が表に發表されなければならぬ、それが即ち意思表示であります。婚姻の場合に於ても、御互に夫婦にならうと云ふ意思があつても默つて居ては問題にならぬ、其意思を表示しなければならぬ。そこで右の婚姻當事者の意思表示其ものを婚姻と云ふのである。而して當事者の意思表示と云ふ點に重きが置かれるのであつて、親は婚姻の當事者ではないのであるから、親達の意思表示ではなく、結婚する當事者其人の意思表示なのであります。而して其意思表示によつて成立つ關係其ものをも亦婚姻と云ふのであります。要するに前述の婚姻の定義は(一)から(六)までに說いた婚姻の根本問題に結論を附けたやうなことになるのであつて今日の文明國の婚姻制度は大體斯う云ふことになつて居ると言つて宜しいのであります。

第三　英法系の婚姻法

そこで次には各國の婚姻制度を極く一通り申上げたいと思ひますが、各國の制度を申上げるとしましても、不秩序に先づ英國それから直ぐ支那へ飛ぶと云ふやうに、彼方此方飛んで步いたのでは學問的研究とは言はれないので、各國の制度を別々に研究するにも大體の筋道を立てなければならぬのであります。故に比較法學を研究する學者は、世界全體の法律を系統に依つて分けて居ります。それにも種々の分け方がありますが、先づ今日に於て大體穩當の分け方と思はれるのは、世界全體の法律を「イギリス」法系、「ローマ」法系、「ゲルマン」法系、「スラブ」

法系、回々法系、印度法系、支那法系の七つに分ける遣り方であります。是等の各系統はそれ〴〵其法律の根本になるべき思想觀念を異にして居り、而して又其法律の發達の徑路を異にして居りますからそれに基いて系統を分けるのであります。而して此七法系をどう云ふ順序で申上げるかと云ふ事は隨意の問題でありますけれども、先づ差當り西洋諸國中で日本と一寸違つた流儀のものから申上げたいと思ひます。それは「イギリス」法系であります。「イギリス」法系と云ふ中には、「イギリス」と北米合衆國とを含んで居るのでありますが、主として本文の「イギリス」の事を申上ませう。「イギリス」と云ふ國は御承知の如く一面から言ふと非常に進んだ國でありますが法律制度には可なり古風な點もあるのであります。何分古い國でありまして、新たに法律を制定することを好まず、慣習及び裁判の先例に重きを置く國柄故、「イギリス」の法律なるものは慣習法と判決例とが中心になつて居るのであります。例へば憲法なるものは國法中最も大事な法律でありますから、他の國ではチャンと紙に書いた憲法を持つて居るのでありますが、「イギリス」は御承知の如く立憲政治の模範國でありながら、紙に書いた憲法はなく、憲法からして全然慣習法であります。隨つて婚姻制度に就いても根本の主義は慣習と裁判例とで定まつて居るのであつて、自然古風な考が其儘になつて居る點もあるのであります。「イギリス」の婚姻制度の根本主義は、宗教婚と法律婚との併行であります。併行主義とはどう云ふのであるかと云ふと、各人宗教も違ふし考も違ふから、結婚するにも必ずどの教會でしなければならぬと云ふことはない、又必ずしも教會でしなければならぬと云ふこともない。英國教會でやれば申分ないが、其以外の教會でやつてもよく、又教會でやらずに日本の戸籍役場と云ふやうな所で手續をしても宜しいと云ふのであります。而して教會で宗教的結婚式をすればそれが直ちに法律上の婚姻になるのであつて、其以外に別に法律上の手續をする必要はない。又教會で儀式をせず役場で法律上の婚姻手續をすればそれだけでも宜しいのである。此併行主義或は擇一主義は實際上相當に便宜な主義であると言つて宜いのでありますが、教會に於ける婚姻の手續又役場に於ける婚姻の手續は可なり面倒なのでありまして我國の婚姻屆のやうに簡單には濟まず少くも二度か三度は足を運ばなければならぬのであります。其手續の極めて大體を申上げますと、先づ當事者一人から我々は結婚しやうと思ひますと申出ると、「宜しい一先づ歸れ」と云ふ樣な譯で引下らせて置いて、教會又は役場の門前に公告を掲示するのであります。其公告には「何某と何

某とが結婚したい旨の申立てをしたから此段公告する、其婚姻に故障ありと考へる者は何月何日までに申出ろ」と云ふ意味が書いてある。西洋諸國では大抵此公告をするのであつて、これは詰り要件に外れた婚姻の行はれることを防ぐ爲めであります。其婚姻を見て、何某は既に妻がある更に婚姻をすれば重婚であると云ふ故障を申出る人もありませうし、まだ年齢が足りないと云ふことを申出る人があるかも知れませぬ。而してそれらの故障申立によつて、當事者間に婚姻の要件が備はつて居らぬと云ふことが分ると結婚を許さぬと云ふことになるのであります。併し故障申立の期間内に故障の申立がなく、又は故障の申立があつてもそれが理由なしときまると、結婚許可が與へられて、當事者自身教會又は役場に出頭して婚姻手續をして貰ふのであります。而して教會の儀式でも役場の手續でも宜いが兎に角一定の形式を履まなければ婚姻は成立せぬのであつて、即ち前述の形式婚主義であります。併しながら「イギリス」でも "Marriage by reputation" (評判婚姻)なるものが認められないではない。即ち教會の儀式はしなかつた、又役場の手續もしなかつたが、數年間夫婦として生活し、世間の人も一般に其二人を夫婦と認めて居る男女は、結局夫婦に相違ないと云ふことを裁判所も認めるのであつて、原則としては形式婚主義を採つて居るが事實婚も認めないではないと云ふ點は注意すべき事であります。

男は何歳女は何歳になつたら婚姻が出來るかと云ふ婚姻適齢制度は、各國のを一々申すのは面倒でありますから表を拵へて差出して置きましたが、「イギリス」法の婚姻適齢は非常に低いのであつて、男は滿十四歳女は滿十二歳と云ふことになつて居ります。併しこれはそれ以上になれば結婚が出來ると云ふ法律上の最下限が定めてあるだけで、實際上は寧ろ晩婚に傾いて居るのであります。次に父母の同意を要する年齢は男も女も滿二十一歳までで其以上になれば父母の同意なしに婚姻が出來る。婚姻に對して同意權を持つて居る者は父であります。「イギリス」は女權擴張の國であるに拘らず法律は依然として舊式で、父にのみ重きを置いて子の婚姻に對して母には父と同等の同意の權能を與へて居りません。我國では此點に於て父母に同等の權能を持たして居るから、これだけは我國の方が進んで居ると言つてもよいと思ひます。父が死亡した場合には後見人が子の婚姻に對して同意の權能を持つ。それもない場合に初めて母の同意と云ふことになつて居るのであります。なほ父母の同意に就いて注意すべきことは、其必要が絶對的でないことである。即ち父母が正當の理由のないのに同意を拒む場合には子

は裁判所に請求し其許可を得て結婚することが出來る。西洋諸國では大抵さうなつて居るのであつて、我國に於ても問題となるべきことであります。「イギリス」の婚姻制度中一番奇式なのは近親結婚の禁止に就いての規定であります。即ち何故に近親結婚を禁ぜねばならぬかと云ふことが學者間の問題となつて居りまして、近頃の學者は頻りに醫學上の見解から近親結婚は結果が惡い、小供に馬鹿が出來る、或は盲啞と云ふやうな不具者が出來ると云ふ樣な方面から近親結婚の弊害を說きます。成程さう云ふ點は將來近親結婚禁止を續ける有力な理由にはなりませうが、衞生思想の發達しなかつたズッと昔から近親結婚はいけないと云ふ事になつて居つたのでありまして、姻族關係即ち血緣の續いて居らない者の間に於ける結婚も禁じられ來つたのでありますから、生理的理由だけでは說明出來ますまい。矢張り宗敎的道義的意義が强いのではありますまいか。兎に角西洋諸國の近親結婚禁止は「クリスト」敎から出て居ます。「クリスト」敎は近親結婚を非常にやかましく禁ずるのであつて、舊約聖書の利未記第十八章の六から十八の所に其禁止が見えて居ます。

汝等凡てその骨肉の親に近づきて之と淫するなかれ。我はヱホバなり。汝の母と淫するなかれ。是汝の父を辱しむるなればなり。彼は汝の母なれば汝これと淫するなかれ。汝の父の妻と淫するなかれ。是汝の父を辱しむるなればなり。汝の姉妹すなはち汝の父の女子と汝の母の女子は家に生れたると家外に生れたるとによらず凡てこれと淫するなかれ。汝の男子の女子または汝の女子の女子と淫する事なかれ。是自己を辱しむるなればなり。汝の父の妻が汝の父によりて產たる女子は汝の姉妹なれば之と淫する勿れ。汝の父の姉妹と淫するなかれ。是は汝の父の骨肉の親なればなり。また汝の母の姉妹と淫する勿れ。是は汝の母の骨肉の親なればなり。汝の父の兄弟の妻に親づきて之と淫する勿れ。是は汝の叔母なり。汝の娘と淫するなかれ。是は汝の息子の妻なれば汝これと淫する勿れ。汝の兄弟の妻と淫する勿れ。是汝の兄弟を辱しむればなり。汝婦人と其婦の女子とに淫する勿れ。またその婦人の子息の女子または女子の女子を取て之と淫する勿れ。是等は汝の骨肉の親なれば然するは惡し。

所が「イギリス」の法律ではこの利未記の禁止範圍をなほ擴げて、詳細に結婚してはならぬ親族關係を列擧して

居るのであつて、其範圍が頗る廣いのであります。それに就いて最近問題になつたのは、自分の妻が死んだ後に妻の姉妹と結婚してよいかと云ふことであります。我國では、妻が死んだ場合後妻として妻の妹を迎へることが行はれるが、「イギリス」ではこれも非常に喧しくて、元來の主義としては絕對に禁じて居つた。所がそれが段々問題となり、それ位は許しても可からう、或る場合には人情にも適つた事であるから強いて禁ずる必要はなからうと云ふので、それを許す法案が議會に提出され、下院は度々通過するが何時も上院で否決される。上院には敎會側の議員が多いから、これは怪しからぬ「クリスト」の敎に反するものであると云ふので通過させなかつた。併し一千九百七年にやつとの事で上院を通過したのであつて、其結果『亡妻姉妹結婚法』と云ふ法律が出來ました。(The Deceased Wife,' Sisters Marriage Act) 併し反對に夫が死んだ時妻が夫の兄弟と結婚すること、即ち『亡夫兄弟結婚』(The beceased husdauds' brohep's marjage) は矢張り禁止されて居るのであります。扨て我々は一口に「イギリス」と申して居りますけれども、本當の國名は『ゼ、ユナイテッド、キングドム、オブ、グレトブリテン、エンド、アイルランド』でありまして、其又「グレートブリテン」と云ふ中に「イングランド」『スコットランド」等が含まれて居るのであります。故に「イギリス」の法律と申しても、「イングランド、」「スコットランド、」「アイルランド」等皆それぞれ違ふのであつて、殊に「イングランド」の婚姻法と「スコットランド」の婚姻法とは餘程違つて居ります。「スコットランド」の法律は事實婚主義で婚姻の成立には何等の形式も要らないのであります。勿論敎會に行つて儀式をすれば申分ないがそれにも及ばない、役場に行く必要もない、何等の形式なしに出來た婚姻でも法律上有效である、又父母の同意も絕對的には要らぬと云ふ樣な、自由主義事實婚主義であります。尤も敎會の方ではやはり中々嚴しいのであつて敎會の儀式をしないで結婚したと云ふ事は犯罪とまでではないが、違警罪位の所で罰金を取られる。併し罰金は取られても婚姻其ものは有效に成立するのであるから、結局罰金言渡の判決書が婚姻成立の證明書の役を勤めると云ふ滑稽な關係が生ずるのであつて、或は右の判決書即ち婚姻證書を貰ふ目的で、敎會法違反の結婚を致しましたと云ふことを自分の方から申立て罰金を納めて判決書を受取ると云ふ樣なことさへ行はれると云ふことであります。(未　完)

本部通信

◆本部事務分擔●●●●●

本部日誌中にもある通り改年と共に執務上にも刷新を加へ、一層愉快に、且つ能率のあがるやうにしたいといふ事から、分擔を取かへて見るのも氣分を新しくする一方法であらうといふので、次のやうに變更いたしました。

出版部――市川房枝、田島ひで
研究部――奥むめを
會務部――平塚明、佐々木伊都
事業部――市川、奥、平塚

それで今後は出版部に屬する事は今のところでは女性同盟に關する事丈ですが、その編輯上の事、購讀に關する事、廣告に關する事等は皆同部又は市川か田島宛に研究部に關する事は皆同部又は奥宛に會務に關する事は(これは會計と庶務です)同部又は佐々木か平塚宛としてお出し頂きます。

◆會務部より●●●●

右の樣な譯で市川氏に代つて、これから私が會計や庶務の方を引受ける事になりましたが、顧みれば自分乍ら不適當な、不相應な仕事のやうな氣がいたします。併し佐々木さんが御援助下さるのですから、まあ私としての最善を盡してやつて見ます。併し會務部の仕事以外に協會全體の事、經營の事などに絶えず手を分けねばなりませんから十分の事が出來るかどうかと案じられます。庶務の方はもう一月から引繼いでやつて居ります。會計の方はまだ引繼ぎをしませんが、二月からはやる筈になつて居ます。

□私は私の責任となつた二月からの會計は毎月次の月の評議員會で報告し、其次の月の誌上で又それを發表するやうにしやうと思つて居ます。つまり二月の會計報告は四月の誌上に載る都合になります。なほ會計に關する帳簿は今後は事務所の机上に開放して置くことにしやうと思ひますから會員はどなたでも隨時に、又御自由に御覽頂きたいと思ひます。

□創立より本年一月までの會計報告は前會計係の市川さんが次號で發表される事になつて居ます。

□會費は御面倒でせうが振替で御拂込み頂ければ一番手數が省ける譯で、それに越した事はありませんが、未納の御方には毎月末に集金郵便を差出しますからその節はどうぞ御拂込み下さい、なほ料金が多數になりますとなか〱馬鹿になりませんので、規定料金も合せて頂きたいと思ひます、これも快諾願へれば幸です。

□會員や購讀者の方々から御賀狀を頂きましてありがたう御座いました。一々御手紙を差しあげたい氣がいたしますけれど、思ふに任せませんので、こゝで厚く御禮申上げます。

□事務所への寄附品

一、座蒲團五枚　吉村せい子氏
一、炭取籠一個　郷　景竹氏
一、柱鏡、紙緘器二種　坂本眞琴氏
一、木皿五枚、菓子鉢一個、盆二枚　高梨穣氏
一、菓子包二個　後藤氏
一、菓　子　川村氏
一、甘　酒　佐田氏
一、生　花　伊藤氏
一、菓子一罐　草郷氏
一、みかん一箱　篠木氏

右の諸氏に厚く御禮申上げます。

□前々から事務所をさがしてゐるのですがまだ適當な家が見當らなくて誠に困つて居ます。見付かるまでといふので、ほんの間に合せに一時事務所に充てゝあります今の家は賣物に出て居ますので、いつ賣れるか分りません、その上急設電話がとれましてその架設の時も迫つて居ますし、府下では

速達もきゝません、會員方にお出かけを頂くにも片寄りすぎてゐますから、是非とも至急に引越さねばなりません。市内で、電車が便利であまりやかましくない處なら何處でもよろしいのですから、どうぞ御心掛け下さいますやう皆様に御願ひいたします。

□昨年十二月廿二日の評議員會の決議により今年より雜誌の經營難を多少救ふため、正會員の有志より會費の外に誌代を寄附して頂く事、第二種賛助員より當分の間誌代を頂く事になりましたから御願ひいたします。就いては誌代を御寄附下さる正會員はその旨御一報頂きたう存じます。會費と一緒に集金したいと思ひますから。

□支部通信は誌面の都合で全部次號に廻しましたあしからず。

□昨年末から正月へかけて奥村と子供二人が一度に病氣になりましてすつかり取込んでゐましたため私個人宛の御手紙に對し御返事を怠つた處が少くありませんでした。こゝで御詫びを申上げます。(平塚)

●●●●●研究部より

一、組織の變更

これまで政治法律、社會、教育、衣食住の四部に分けて、それぞれ研究を進めてをりましたが、未だ部員が少ないために各部共に活氣に乏しく、又いろいろな不便もまぬがれませんでしたので、今少し人數が殖えるまで、全員揃つて同一のものに就いて討究してゆく事にいたしました。何卒熱心な研究を續けるために御協力下さい。

一、研究事項

まづ民法親族篇を逐條吟味して、理想的改正案を作る事に集中すること(專門家の臨席を乞うて指導を仰ぎ、質疑を正したり等する事もある)

一、講話及び會合

毎月一回宛々時事問題又は、その他について講話を聞いたり外部の人々と意見の交換をしたりすること。

一、會合日

毎週金曜日午後七時より九時まで

一、親睦會

會員相互にもつと親密になることを希望せられる方が大變多いので、毎月第一金曜に夕食を共にして歡談する事にしました。研究部に關する協議及び必要と認むる相談も此の場合にします。何卒皆さんで御集り下さい。

一、會場

本協會事務、市外田端四四五)(奥)

●●●●●事業部より

■皆様の御骨折で「請願調印者調査報告」中に記載した通りの多數の調印者を得て、いよいよ議會に提出することが出來ました。お忙しい中を御奔走下さいました方々の勞を深く感謝いたします。請願委員會の模樣や結果は分り次第誌上で御報告申上げます。花柳病者に對する結婚制限法制定に關する請願は議會に提出したのと同樣のものを内務省にも一兩日中内務大臣に面會、提出する筈です。

■私共の運動の結果提出されました三つの法律案の上程日には、多數の婦人方で議會を傍聽して頂きたい希望でございます。傍聽券はこちらで用意いたしますから、御望みの方は同部宛豫め御申込み下さい。

■婦人參政權に關する法律案上程の前日あたりに講演會を開き外部の氣勢を揚げたいと思つて居ます。神戸支部の石原良子氏もその頃になれば上京されるさうですから、氏の熱誠をもつて大に應援して頂くつもりで御待ちして居ます。

■本月中旬大阪の公會堂で關西支部の諸氏によつて治警五條撤廢大演說會が開かれるさうで非常に滿足に思つて居ます。本部からも平塚か市川が參る筈です。御奔走下さいます賀川豊彦氏其他の方々に感謝いたします。

■本月から身上相談部を設けます。今まででも事實は多くの婦人方の一身上の諸問題について御相談を受けて居たのでしたが、これからはこれをもう少し規則立つてやつ

て行からと思ひます。詳細は第一頁で御承知下さい。

■拒婚同盟會の方も早く着手したいのは山々ですが、なか〳〵手が廻りません、必要な資金も用意せねばなりませんし、人手もいります、時間もいります、議會の方が片付かねばどうにもなりません。又しばらく延ばすより外ないのを殘念に思つて居ます。

◆出版部より ●●●●●

――挨拶――

今迄の萬屋から解放されて、此度は出版部の方を主としてする事になりました。出版部といつても現在の所は「女性同盟」の發行だけでムいますが、編輯、經營、事務一切を二人でしやうといふのですから、矢張荷が重すぎます。

而し重すぎても今迄よりは頭を一方に使ふ事になりますから、私の健康の爲めにも仕事の上にもよい結果を得るだらうと思つて居ます。

雜誌は今編輯の上に於てももう少しどうかにしなければならないと思つて居ます。經營の上に於ても尙更どうにかしなければならない事情に迫られて居ります。それ等については、今考慮中でムいますが、會員及讀者の方々からも御意見を伺ひ度いと存じます。

――雜誌の經營――

雜誌の經營の事については新年號にて申上げました樣な狀態にありますので、此際何とか方法を講じなければならないと存じます。それにつきまして大正十年一ケ年間の維持會員を募ることも前號で發表いたしましたが、一口づゝでも御加入願度いと存じます。

尙雜誌の收入の大部は廣告によらなければなりませんが、これについて有志の方の御盡力を仰ぎ度いと存じます。

――讀者增加――

直接購讀者は創刊以來漸次增加して、今可成の數になりました。殘本をつくらない爲めに、又讀者との親しみを增す點に於て讀者はなるべく直接の方を多數にしたいと思ひます。現在に於て若し會員及讀者の方々が、一人宛購讀者を御紹介下さるとしても大した數になります。是非左樣御願ひしたいものです。そのために見本が御入用なら御送りいたしますから御申越し下さい。

――御手傳願升――

出版部は前にも申しました樣に、二人ではとても手が足りませんので、おひまのある方々のお手傳を願度いと存じます。編輯の方でも事務の方でも御願ひしたい事が澤山あります。發送の際は特に一人でも人手がほしい譯でムいますから、是非御助勢にゐらしつていたゞき度う存じます。

（市川）

――寄贈雜誌――

中外新論、女性日本人、内外教育評論、教育、婦人くらぶ、婦女新聞、心の花、日本一、靈の研究、東方時論、星、婦人家庭雜誌、婦人の友、住宅研究、中學世界、啓明信友、倫理講演集、第一義、道友、社會改良、斯民、文化運動、奮鬪青年、自由人、イハラキ時事、信州婦人、平民、日本婦人新聞、精神運動、The Far East、勞働、女の世界、婦人新報、黎明、投地、草原、赤い鳥、教育時論、女學生、性の研究、東亞の光、佛國、變態心理、學校教育、學生新聞

事務所執務規定

本月から左の如く改めました。

執務時間――午前十時より午後五時迄

休　日――毎週日曜日（但し一人宛日直の事）

月曜日午後一時より夜八時まで――婦人相談部面會日

金曜日（午後六時半より）――研究部會

協會日誌抄

十二月廿七日――一月廿五日

▼十二月廿七日(月)　校正がどし／＼出來るので市川佐々木印刷所に行く、機械の音がおひかける樣にせわしなく聞へる、校正の出來る飾から都合よく刷れてゆく、折よく梶村氏も手傳ひに來て下さる、印刷所を出たのが夜十時頃、つかれた顏を莽い寒い風が切る樣に吹いてゆく。

▼十二月廿八日(火)　市川校正に出かける贊助會員の會費の事で手紙を出す。

▼十二月廿九日(水)　帶封を書く、かへりみるとかなりに新らしい購讀者も加へられて一ケ月は一ケ月と協會の事業の贊助者、共鳴者が多くなるわけで力强く思ふ。

▼十二月卅日(木)　雜誌はこの日製本屋の方で賣捌店へ配本をする、市川山內で製本屋へ手傳ひに行く。

▼十二月卅一日(金)　大正九年の終りの日で考へさせられる事もかなりに多い、朝から雪が降つてひどく寒いけれどいよ／＼午後に製本屋から雜誌が持込まれたので、發送の準備をする、鈴木氏手傳ひに來て下さる、夜大森から黑木氏來訪され出來上つた分を下谷區から發送して下さる、正月を迎へるべく松とおかざりを買ふ。

▼一月一日(土)　雜誌の殘りの分の包裝をする。全部出來上つたけれど正月で仲屋も働かないので明日早朝發送する事にする、元旦でも年賀の人々も來られぬので淋しい靜つとしてゐるとやつぱり新年の氣分も湧いて、それ／＼計畫も希望も新らしく頭に浮んでくる。

▼一月二日(日)　朝仲屋に托して上野驛より雜誌を發送する、半分だけは五日後でないと受取らないといふので餘儀なく預けて歸つてくる、これではすべての努力も骨折もみんな意味もなくなるので郵便局に交涉して市內特別の分だけを切手を貼つて出す事にする、これで新年號も大略發送が出來たわけで、すつかり安心する、

▼一月三日(月)　正月でもやつぱり落ちついて休む程になれない、市川午前より出勤廣島へ發送の雜誌の荷造りをして田端驛より發送する、夜市川會員坂本眞琴氏を訪問して、出產のおよろこびをのべる、お二人とも、御丈夫で何ゝりの事に思ふ。近くの塚本氏の病氣の見舞をする。

▼一月四日(火)　市川松坂屋で事務上ぜひ入用のものを買つて來る、午後から事務所で手紙の返事等を書く、夜奥むめお氏を見舞ふ、まだ今月中は出られないとの事、御家族の上にもむめお氏の上にも一日も早く全快を祈る。

▼一月五日(水)　年賀の御手紙を多くの會員知人諸氏から下さる、奬勵と祝福の御詞を御寄せ下さつた皆さんに一々御返事を差しあげる筈ですが、この欄を借りて厚く厚く御禮を申上げます。田中芳子氏來訪さる、この頃ずつと秋谷に御滯在の由。

▼一月六日(木)　協會の新年會のために廣島の篠木氏より蜜柑一箱お贈り下さる、なつかしみを感ずる、皆さんにかはつて御禮を申上げておく、此日市川氏令姉で會員ふみ子氏男子を出生する、御二人とも御壯健の由、およろこびを申上げる。オーロラ協會の人來訪、婦女通信の記者來訪。市川缺勤のため、平塚代つて明日の新年會の準備を引受け夜トランプ、百人一首其他其日のための買物や注文に行く。

▼一月七日(金)七草の集り(新年會)朝より事務所の掃除裝飾をする、幸に天氣がいゝので一時前から新會員がぼつ／＼見える、今日は打ちとけて只おもしろく遊ばうといふので、裏庭に出て羽根を突くもの環投げをするもの、室內で歌留多をとるものいさまざまである。協會創立以來はじめての純粹な遊びの會であつた、折々はかういふ會合もして會員間の親睦もはかりたいと思ふ。

▼一月八日(土)　多くの年賀狀の整理をする。

▼一月九日(日)　よく晴れて暖かい、長閑な羽根つきの氣はひがいかにも正月らしくてなつかしい、火鉢をかこんで種々な事を語り合ふ、

▼一月十日(月)　事務もだん／＼器具や必要なものがとゝのつて來て愉快に思ふ、整

理をしてよく働ける様にする、來狀の整理をする、多忙なために、手紙の返事を遅れたり、雜誌が未發だつたりして大變に濟まないと思ふ。
來訪者、野澤鐵子氏、海原きく子氏、長谷川純子氏、同氏は大阪の御宅へ御歸りの由大阪支部へ紹介狀を出す事を約する。諸氏の來訪を非常になつかしく思ふ、在京の人々がもつと事務所へ御遊びにおいでになる事を望んでゐる、そうしてほんとうに親しくなりたいと切望してゐる。
▼一月十一日(火)　雨降りで寒い、市川オーロラ協會の講演に行く。山内夜の汽車で歸國する。來訪者、野澤鐵子氏、吉田清子氏、高島の諸氏。
▼一月十二日(水)　手紙の返事を書く。奥氏よりの通信によれば同氏も稍々快方の由改造社の記者來訪さる。平塚原稿を引受ける。
▼一月十三日(木)　請願を職業別及び府縣別にする。平塚朝より原稿を書きに曙町に行く、市川夜塚本氏を病院に見舞ふ、大分重態の由。
▼一月十四日(金)　讀賣新聞記者本多氏來訪協會の會計について、又分裂の噂ありとて眞僞をたしかめに來らる、平塚不在にて市川面會する、海原氏來訪事務所に適當な家を知らせて下さる、併し權利金二千七百圓ときいて諦める、平塚午後出勤高島氏來訪。
▼一月十五日(土)　一同出勤、事務の整理をなす、伊藤朝氏、後藤氏、齋藤氏來訪さる、交語り合ふ、非常に愉快な日。
▼一月十六日(日)　市川、佐々木出勤、全國師範學校長に出す爲に女教員が新婦人協會に加入する事について、參政權に關する請願に署名する事を政治運動と認められるか、婦人の參政權を認めらるゝか否かについて問合せの往復ハガキを刷る、今度事務所に働いていただく筈になつた田島氏歸京する。夜市川佐々木田島で荒木氏方へ行く。來訪者後藤氏、和田操氏。
▼一月十八日(火)　一同出勤、兼ねてから懸案になつてゐた各自の分擔をはつきりきめる事にする、それで、市川出版部の事業を全部(編輯販賣等)田島と共に引受け、平塚佐々木で協會の會務を受けもち、奥は研究部を受けもつて下さる事にきめて、早速四疊半の間へ市川、田島の机を運んで、それぞれ整理をして、やうやう新らしい氣持でやつて行く事になつた石井景規氏看護婦協會設立のために來訪さる、夜郷氏來訪され、炭籠を御贈り下さる。
▼一月十九日(水)　來訪者、井上雅耕(東京學生新聞社の)氏と總監官房特別高等係坂野郁夫氏、夜河瀨利子氏に治警の請願書の統計を依頼する。
▼一月廿日(木)　一同出勤、請願書の整理及縣別、職業別にして統計をとる。
▼一月廿一日(金)　統計のつゞきをする、平塚代議士諸氏へ電話をかけ明日の面會時間をきく。市川二時頃から雜誌協會總會へ出席す。請願文の淸書を伊藤つぎ子氏にお願ひする、十時頃歸路につく。
▼一月二十二日(土)　休會後の議會開く。平塚議會へ行く。河瀨氏治警の統計を持參下さる。伊藤つぎ子氏今日も御手傳ひ下さる。
▼一月二十三日(日)　平塚治警五條の法律案提出の件につき廣岡宇一郎氏を訪問し、政友會の意見をたゞす。夜市川山脇玄氏を訪問貴族院に提出者すべき婦人參政權に關する請願書の紹介を依頼し快諾を得る。
▼一月二十四日(月)　請願の整理、贊助會員へ會費の集金を出す。平塚市川議會へ行く。松本君平氏に面會。婦人參政權に關する法律案を無所屬俱樂部の人達の中心となつて提出されん事を依頼する。早速運動すべく快諾さる。
▼一月二十五日(火)　請願を全部そろへて製本屋へ廻す、伊藤氏、野澤氏御手傳ひ下さる。市川校正をする。平塚氏原稿を書くみんなで一緒にこしらへた夕飯を食べながら愉快に語り合ふ、こうした間に有意味な考へや案がそだてられて行くものだと思ふ

(伊　都　子)

次號より大刷新

表紙――も少し紙質をよくして、圖案をすつかりかえ、清新な、優雅なものにする筈で、今專問家に御願ひして居ります。

頁數――愈々此度から少し頁數を増し度いと思つてゐます。

發行日――今迄はいつも定期よりも遲れて居りましたが、今後は前月の二十五日から月末迄の間に出す樣決心して居ります。尤も三月號は議會運動等のため、定日位になるかと思ひます。

內容――今迄の機關雜誌的な色彩を少し薄くして婦人雜誌界の權威となるやう、執筆者も各方面の婦人の方々に御願ひし、文藝ものも加へて行き度いと思つて居ります。三月號を御覽下さい。

三月號豫告

婦人參政權號決定の分

何故我等は婦人參政權を要求するか……平塚らいてう
婦人の要求と現代の政治……奥むめお
日本に於ける婦人參政權史……市川房枝
參政權を行使するについての各方面の婦人の回答
議會にあらはれたる婦人の問題
外國に於ける婦人參政權史
短篇小說……神近市子

改正定價表（第四號より）

一部	金三十錢	（郵税五厘）
半ケ年	金一圓七十錢	（郵税共）
一ケ年	金三圓三十錢	（郵税共）

廣告料

特等	一頁 五十圓
一等	一頁 四十圓
一等	一頁 三十圓
二等	半頁 二十圓

四回以上割引あり

注意

▼御注文は總て前金で願ひます。
▼御送金は振替にて御拂込み下さい
▼郵券代用の際は一割増の事。（五厘切手にて）
▼雜誌代の領收書は雜誌發送を以てかえます。御入用の方は端書封入下さい。

大正十年二月五日印刷納本
大正十年二月七日發行（第五號）
編輯兼發行印刷人　市川ふさえ
東京府下田端四四五
發行所　新婦人協會
振替東京五〇九〇〇番
賣捌所　東京堂　東海堂　北隆館　上田屋　至誠堂　其他全國各書店に有り

新婦人協會 規約

第一條　本會は新婦人協會と稱し、事務所を當分の中東京市外田端四四五平塚方に置く。

第二條　本會はその綱領に從ひ、婦人相互間の團結を計り、婦人の擁護のため、其進歩向上のため、或は利益の增進、權利の獲得のために努力せんことを期す。

第三條　本會は第二條の目的を達せんがために、左記各事項中最も緊要と認めたるものより着手し漸次其の全體に及ぶ。

一、女子高等教育、小學大學の男女共學、婦人參政權、婦人に不利なる諸法制の改廢、母性保護等の要求をなすために實際運動を開始すること。

一、各地の有力なる婦人團體と連絡を計り、婦人共同の利益に對する日本婦人總同盟を組織すること。

一、婦人に關する諸種の特種問題の研究調査會を設くる事。

一、婦人問題、勞働問題、生活問題及其他諸種の社會問題に關する講演會を各地にて開くこと。

一、機關雜誌「女性同盟」の發刊。

一、婦人勞働者の教化機關として學校を設置し、婦人勞働新聞を發刊し、健全にして實力ある婦人勞働組合を組織する基礎を造る事。

一、婦人身上相談、職業紹介、結婚媒介。

一、女子大學講座の開設。

一、事務所、公會所、教室、婦人共同寄宿所、婦人簡易食堂娛樂所、運動場、圖書館等を含む婦人會館の建設。

第四條　本會に左の四部を置く

一、會務部――庶務、會計
一、出版部
一、研究部――政治法律部、社會部、教育部、衣食住部
一、事業部

第五條　本會々員は左の三種とす

一、正會員
一、贊助會員　第一種贊助會員　第二種贊助會員
一、維持會員

第六條　正會員は本會の事業に直接關與し、本會と終始責任を共にする婦人にして、會費月五十錢を醸出する者をいふ。

正會員は研究部員として、何れかの部に屬すべきものとす。

第七條　第一種贊助會員は本會の趣旨に贊成し、本會の事業を援助する男女にして、會費月一圓を醸出する者をいふ。

第八條　第二種贊助會員は本會の趣旨に贊成し、知識又は勞力を以て本會の事業を援助することを約せる男女、及婦人團體の代表者にして、會費を要せず。

第九條　維持會員は本會の趣旨に贊成し、本會の事業を援助する男女にして、會費月五圓以上又は一時に五百圓以上を醸出するものをいふ。

第十條　會員は全部機關雜誌の配布を受くるものとす。

第十一條　本會に入會せんとする者は住所、職業氏名を記し、第二種贊助會員以外の會員たらんとするものは會費三ヶ月分を添へて申込むべし。但し正會員たらむとするものは外に會員の紹介を要す。

第十二條　本會に左の役員を置く。

一、理事　一、書記　一、評議員

第十三條　理事は若干名とし、評議員中より正會員を互選す。其任期は二ヶ年とす。理事は第四條に掲げられたる各部を分擔するものとす。尙別に總務理事を置き全體を總ぶ。若し本會を代表する必要ある時は總務理事これにあたる。（但し最初は發起人を以てこれに充つ）

第十四條　書記は若干名とし理事これを委囑す。書記は庶務をとるものとす。

第十五條　評議員は若干名とし、總會に於て正會員中より半數を互選し、贊助會員維持會員の婦人中より半數を互選す。其任期は一ヶ年とす。

第十六條　總會は毎年一回春季に之を開會す。但し必要の場合は臨時總會を開く事を得。

第十七條　本會の經費は會員の會費及特志家の寄附金を以て之にあつ。

第十八條　會計報告は機關雜誌及總會に於て發表す。

第十九條　同一地方にて正會員五名以上を有する時は支部を設置する事を得。

第二十條　本會則は總會の決議によるにあらざれば變更する事を得ず。

第二十一條　細則は別にこれを定む。（以上）

家庭で出來る
染め物のお稽古

坂本眞琴研究所

府下大井町・坂下
電話大森長三六七番
振替東京四三七四四番


電燈の進歩に伴はざる
笠の惱み！
電燈創始時代の單純偏平な笠は
時代後れを示します
形と色とは審美的に
配光は學理的に作り上げられたる
乳色硝子製
ベルリヤ反射笠！
之は夜間家庭平和の象徴です
神奈川縣川崎町
東京電氣株式會社
出張所
大阪市西區阿波座通一ノ五
門司市西本町三ノ二九
此切取に添へ御申越の方へは說明書贈呈
ベルリヤ

大正十年二月七日發行　大正十年二月五日印刷納本

女性同盟二月號

（大正九年十月一日　第三種郵便物認可）



定價（一部）參拾錢（税五厘）

發行所　東京府下田端四四五　振替東京五〇九〇〇　新婦人協會